

平成21年6月29日（月）

於：三田共用会議所第2特別会議室

## 平成21年度第1回養鶏問題懇談会速記録

## 目 次

1. 開 会 .....	1
1. 出席者紹介 .....	1
1. 座長選出 .....	2
1. 座長あいさつ .....	3
1. 畜産部長あいさつ .....	3
1. 配付資料の確認 .....	5
1. 議 事	
(1) 養鶏問題懇談会の開催について .....	6
(2) 養鶏をめぐる情勢について .....	6
(3) 養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた平成21年度行動計画（案）に ついて .....	15
(4) 養鶏問題懇談会報告書の作成に向けて .....	41
(5) そ の 他 .....	52
1. 閉 会 .....	53

## 開 会

○渡邊食肉鶏卵課長 定刻になりましたので、ただいまから平成 21 年度第 1 回養鶏問題懇談会を開催したいと思います。委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私、食肉鶏卵課長の渡邊でございます。座長が選出されるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

また、きょうは大変暑うございますので、上着のほうはクールビズということで、御自由に脱いでいただければと思っております。

## 出 席 者 紹 介

○渡邊食肉鶏卵課長 さて、本懇談会は検討事項が生産、流通、加工、販売などと専門的かつ広範囲にわたることから、各部門を代表される方々に御出席をお願いしているところでございます。既に顔なじみの方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、今回 6 名、新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めて当懇談会の委員の先生方を御紹介させていただきます。

それでは私の左手から、伊勢委員でいらっしゃいます。

犬伏委員でいらっしゃいます。

岩月委員でいらっしゃいます。

小澤委員の代理の逸見様でいらっしゃいます。

倉林委員でいらっしゃいます。

栗木委員でいらっしゃいます。栗木さんは中村委員のかわりに、今回からの新任でいらっしゃいます。

竹下委員でいらっしゃいます。

西村委員でいらっしゃいます。駒井先生にかわって新任でいらっしゃいます。

芳賀委員でいらっしゃいます。

早川委員でいらっしゃいます。

山本委員でいらっしゃいます。山本さんは森委員にかわり、新任でございます。

菱沼委員でいらっしゃいます。菱沼委員は山下委員にかわり、新任でございます。

なお、小川委員、高田委員にかわり新任の小林委員、川崎委員にかわり新任の若澤委員におかれましては、本日はやむを得ない御事情で御欠席と伺っております。

続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。

私の右手でございますけれども、佐藤畜産部長でございます。

大野畜産振興課長でございます。

同じく畜産振興課の北池畜産技術室長でございます。

同じく畜産振興課の小林需給対策室長でございます。

同じく畜産振興課の上原課長補佐でございます。

徳田畜産企画課長でございます。

同じく畜産企画課の山根畜産総合推進室長でございます。

同じく畜産企画課の木下課長補佐でございます。

原田動物衛生課長でございます。

畜水産安全管理課の藁田総括課長補佐でございます。

続きまして私の左手ですけれども、食肉鶏卵課の富田食肉需給対策室長でございます。

同じく食肉鶏卵課の廣岡鶏卵食鳥班長でございます。

以上が、事務局の主な出席者でございます。

## 座 長 選 出

○渡邊食肉鶏卵課長　続きまして、本年度の養鶏問題懇談会につきましては、今年度、「食料・農業・農村基本計画」の見直しが予定されておりますけれども、その見直しにあわせまして、今後の養鶏のあるべき姿について検討し、新たな養鶏問題懇談会報告書をまとめるべく、4回程度の開催を予定しているところでございます。

また、本懇談会の運営につきましてでございますが、「養鶏問題懇談会要領」に基づきまして、懇談会の運営に著しい支障があると認められる場合を除きまして、会議は公開とし、議事録についても発言者名を付してホームページ上で公表することとなっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

さて、本懇談会の座長につきましては、昨年まで山下委員にお願いをしていたところですが、ごさいすけれども、今回、山下委員が御退任されたため、改めて選出する必要がごさいす。いかがいたしたらよろしいでしょうか。

○芳賀委員 もし、御本人の御承諾を得られるのであれば、やはり中央畜産会の菱沼さんをお願いできたらいいのではないかと思いますけども。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡邊食肉鶏卵課長 それでは今、芳賀委員から、菱沼委員が適当ではないかというお声がありました。異議なしというお声もございましたので、菱沼委員に座長をお願いしたいと思います。

菱沼委員、座長席に御移動をお願いいたします。

座長あいさつ

○菱沼座長 菱沼でございます。御指名でございますので、座長の役を務めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

畜産部長あいさつ

○菱沼座長 それではここで、佐藤畜産部長からごあいさつをいただきます。

○佐藤畜産部長 平成 21 年度第 1 回の養鶏問題懇談会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

まずもって、非常に御多用のところ、委員の先生方におかれましてはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ我が国の養鶏の振興のみならず、農業の発展に多大な御協力を賜っていますことを、心より感謝申し上げる次第でございます。

去年は、えさの問題で畜産業界、あるいは我が国の農業界において非常に多くの議論があった年でありました。そうした中、えさ問題を契機といたしまして、私ども農水省のほうでいろいろな対策を打たせていただいたところでございます。

その後、リーマンショックということで、世界経済は非常に大きな変化を遂げたわけでございますが、我が国の畜産にとって非常に大きな問題となっておりますえさ問題、そし

てリーマンショックを受けまして世界同時不況という中で、きょうもいろいろとお話しがあると思いますが、畜産物価格全体が低迷しておったり、畜産物の需要が減退しておるといったような、非常に大きな局面を迎えているところでございます。

そうした中、幾たびかにわたります価格の改定、あるいは補正予算ということで、畜産物につきまして追加の対策を講じたところですが、また、何とか畜産物の需要を刺激しようと、先般の21年度の補正予算で、学校給食に畜産物を供給しようということで、原材料費の補助といったことをはじめ、いろいろな諸対策を講じているところでございまして、私ども、この対策の効果を非常に注視しておるところでございます。

そういうような補正予算の審議をしている状況の中で、もう一つ我が国の社会を大きく揺るがす問題となりましたのは、いわゆる新型インフルエンザでございます。当初、大変なことになるんじゃないかならうかと思っていたわけですが、養豚協会の皆さん方の冷静な対応、あるいは消費者の皆さん方の冷静な対応をも持ちまして、何とかここまで来ているところでございます。

また、近年では鳥インフルエンザということで、養鶏の関係者にとって非常に恐ろしい病気が出ているわけですが、今日、専門の原田課長も来ておりますが、非常にウイルスの変異があると聞いております。こうした問題につきまして、先ほど私申し上げましたようなえさ、あるいは同時不況の中での需給の安定なり価格の安定、そしてまたインフルエンザなど、グローバル化が進む中での家畜疾病に対する対応といったものが、論点となってくるのではなかろうかと思っております。

そうした中で国民、あるいは消費者の皆さん方の、農業に対する思いもかなり変わってきているんじゃないかと思っております。こうした新しい世の動きの中で、今後の養鶏のあるべき姿を検討していただければと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本懇談会で忌憚のない御意見を賜りまして、また同時に私ども今、酪肉近代化基本方針ということで、牛の改良関係も含めまして、基本方針なり改良増殖目標といったものを検討しておりますが、養鶏問題につきましてはこの懇談会で、養鶏問題懇談会報告書という形で取りまとめていただければと考えておるところでございます。

本日は役所の性で、資料の説明で大分時間をとると思いますが、どうか最近の養鶏をめぐる情勢について説明をさせていただきまして、20年度の行動計画の検証と、そして21年度の行動計画につきまして御議論を賜ることとしております。またその後、養鶏問題懇

談会の報告書の取りまとめに向けての御議論をお願いできればと考えているところでございます。

どうか我が国養鶏の振興のため、また幅広い関連産業を通じて、地域経済の発展に貢献できる産業として安定的に発展していけるよう、忌憚のない活発な御意見を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが私のごあいさつといたします。どうか、よろしく願いいたします。

○菱沼座長 ありがとうございます。

ただいま部長からお話がありましたように、本懇談会は今後の養鶏のあるべき姿の実現に向けて、関係者が一体となって取り組んでいくために、行動計画の策定、検証について毎年検討していくというものでございます。

また、これも先ほどございましたように、本年度は食料・農業・農村基本計画の見直しに合わせて、新たな懇談会の報告書を取りまとめる年でもあるようであります。したがって、皆様方から忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

#### 配付資料の確認

○菱沼座長 それでは議事に入る前に事務局から、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長 それでは、本日の配付資料につきまして御説明をいたします。番号を付してございますが、資料1が、平成21年度第1回養鶏問題懇談会議事次第。資料2が、懇談会の委員名簿。資料3が、懇談会の開催について。資料4が、養鶏をめぐる情勢。資料5が、平成20年度養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画の取組結果と課題等について。資料6が、主要課題に対する21年度の行動計画の概要（案）というポンチ絵がついております。資料7が、平成21年度養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画（案）でございます。

また、その後ろに参考資料といたしまして、1つ目が、養鶏問題懇談会要領。2つ目が、懇談会の報告書で17年3月のものでございます。その後ろに3月の報告書の項目が1枚紙についております。参考4は、懇談会報告書の具体化に向けた工程表というもので、17年7月に作ったものでございます。参考5が、報告書の具体化に向けた行動計画というこ

とで、昨年御審議をいただいた平成 20 年 7 月の段階のものがついております。参考 6 は、21 年度鶏卵生産指針。

以上でございます。漏れがございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○菱沼座長 よろしいでしょうか。

## 議 事

(1) 養鶏問題懇談会の開催について

(2) 養鶏をめぐる情勢について

○菱沼座長 それでは、議事次第に沿って進行させていただきます。また、本日の検討会は遅くとも 16 時半をめどに終了したいと思っておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。

まず、議事(1)「養鶏問題懇談会の開催について」及び議事(2)「養鶏をめぐる情勢について」の説明を、事務局をお願いいたします。

○富田食肉需給対策室長 食肉鶏卵課の食肉需給対策室長の富田でございます。資料の説明をさせていただきたいと思います。資料 3 と 4 でございます。

まず資料 3 は、養鶏問題懇談会の開催についてという紙でございます。この懇談会はこれまで、養鶏をめぐる情勢の変化等に対応した、今後の養鶏のあるべき姿について検討を行ってきたところでございます。平成 16 年度に取りまとめられた報告書に基づく行動計画がございまして、その後毎年本懇談会で取り組み状況の検証、あるいは養鶏施策のあり方について検討を行ってきたところでございます。

最近の養鶏をめぐる情勢につきましては、一昨年からの飼料穀物価格を始めとする生産資材価格の上昇が、養鶏経営に大きな影響を与えています。一方、本年においても、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されております。こうした中で、安定した養鶏経営を実現し、消費者に安全で高品質な鶏卵・鶏肉を安定的に供給していくことが重要となっております。

また、WTO 交渉や各国との EPA 交渉など、今後も国際化が進展する中、我が国における鶏卵・鶏肉の生産が安定的に行われるためには、より一層実需に即した生産・流通を行うとともに、担い手となる生産者の経営安定を図る必要があります。

農林水産省におきましては、「食料・農業・農村基本法」に基づきます基本計画の見直しについて議論が重ねられているところでございますが、畜産の分野では「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」ですとか、「家畜改良増殖目標」について議論を進めているところであります。

今般これらの議論と並行しまして、今後、将来の目指すべき養鶏産業のあり方を示すため、生産者、消費者、流通関係者、あるいは学識経験者等からなる懇談会を開催することとしたものでございます。

懇談会の主要テーマでございますが、まず、実需に即した鶏卵・鶏肉の生産・流通のあり方。また、生産・流通コストの低減を図るための方策。さらには、養鶏経営安定のための施策のあり方といったものをテーマに議論をしてみたいと考えております。

裏面は、今後の日程でございます。第1回目は本日6月29日ということで、養鶏をめぐる情勢と論点に関する議論ということで行っていただきたいと考えています。第2回を9月ごろ、主要論点の検討方向について。第3回を11月ごろ、報告書骨子（案）の検討。そして、年が明けまして平成22年3月ごろに報告書（案）のまとめの議論を行うということで、都合4回にわたりまして議論をさせていただきたいと考えています。

続きまして資料4、養鶏をめぐる情勢ということで、まず御説明をさせていただきたいと思っております。事前に資料を配付させていただいておりますが、字句の修正等がありますので、本日お配りした資料のほうを見ていただきたいと思います。

1ページは、まず鶏卵の需給の動向でございます。鶏卵の消費量は、近年ほぼ横ばいで推移しております。業務加工用と家計消費量がほぼ半分ずつということでございます。

2ページは、鶏卵の国産・輸入別の供給量と自給率でございます。鶏卵の国内生産量はほぼ需要を満たす水準で推移してございまして、自給率は96%でございます。

続きまして3ページは、価格でございます。鶏卵の自給率は96%ということで非常に高いわけですが、需要もおおむね安定的に推移しておりますので、卸売価格につきましてはこの図に示しますとおり、わずかな生産量の変動が大幅な価格変動につながりやすいという傾向にあります。季節的な変動もありますが、5年ないし6年を周期とするエッグサイクルも存在します。

直近の価格でございますが、21年度の4月から5月にかけて、需要の低迷もございまして、前年同期を下回って推移しているという状況です。

1枚めぐりまして4ページは、流通の状況でございます。3300戸の生産者で、約260

万tの鶏卵を生産しておりますが、全国487カ所のGPセンターに運ばれまして、そこで吹き出しにございますが、洗浄、検卵、選別、包装、その他必要な処理をされまして流通をするという状況になっております。

ちなみにGPセンターといいますのは、下の注にございますが、グレーディング&パッキングセンターの略でございます。

5ページは、本年3月に鶏卵の表示に関する公正競争規約が官報に告示されております。さらに6月10日には、鶏卵の公正取引協議会が成立いたしました。下の左の枠囲いでございますが、これが鶏卵の表示に関する公正競争規約の概要でございます。

このうち2の主な内容ということで4項目書いてございますが、この部分につきましては必要な普及を図った上で、平成22年3月27日からの施行となっております。それまでの間、普及・啓発等を行っていくことが重要だと考えております。

6ページは、鶏肉の需要につきましてグラフであらわしていますが、鶏肉は我が国では豚肉に次ぐ消費量であり、年間10.8kgの消費が行われているということでございます。

7ページの左上、鶏肉の国産・輸入別供給量と自給率でございます。鶏肉の自給率は折れ線グラフですが、重量ベースで69%とほぼ安定しております。

右の鶏肉輸入量の推移をごらんください。鶏肉の輸入はブラジル、中国、米国、タイと色々な国からあるわけですが、16年1月以降、タイ、中国で鳥インフルエンザが発生したということがございまして、現在ではブラジル産の鶏肉の輸入が、その大部分を占めるという状況になっております。

左下、鶏肉の用途別供給割合でございますが、国産鶏肉は家計消費、加工でその仕向け割合が高いという状況にあります。右の「その他」というのは大体外食でございますが、輸入鶏肉はこの外食部分で4割程度使用されております。

続きまして8ページは、鶏肉の価格でございます。左は卸売価格でございますが、19年度に国産指向が非常に高まりまして、大幅に上昇しています。しかしながら20年秋以降は輸入の増加に伴いまして在庫量が増加したこと等もあり、現時点では軟調に推移しているところです。

右側は小売価格でございます。卸売価格と同様に、20年前半までは非常に高価格で推移していましたが、最近はやや低下しているという状況でございます。

次に9ページ、鶏肉の流通でございます。生産者から集出荷団体、あるいは直接に食鳥処理場に運ばれまして、そこで屠殺、解体、部分肉処理等を行われまして、図にござい

すように、卸売業者や食品製造業者の手を通じて消費者に流通するというところでございます。農家段階の生産コストのみならず、この処理・流通の過程での合理化、あるいは衛生的な処理が重要であると考えられるところでございます。

10 ページは、鶏肉の部位について御説明をしております。鶏肉需要は、欧米ではやわらかいむね肉の需要が多いわけですが、我が国では適度な歯ごたえのあるもも肉が中心でございます。したがって1羽当たりの販売数量も、もも肉の割合が2分の1以上ということで、ブロイラー経営の収益性は、もも肉の価格に大きく影響されております。

一方で、もも肉以外のささみですとかむね肉、肝臓、その他の部分については需要が低調でございまして、冷凍に回すなどの廉価販売を余儀なくされているということで、そういった低需要部位について新規用途等を開発していくというのも、これからの課題と考えているところでございます。

11 ページは、地鶏等に関する状況でございます。左上の食鳥の出荷羽数の表でございしますが、真ん中の色のついて「その他の肉用鶏」の部分が、いわゆる地鶏等でございます。下の注にありますが、その他の肉用鶏と申すのは、ふ化後3カ月以上で出荷された鶏が計上されています。いわゆる「地鶏」、「銘柄鶏」等については出荷月齢が長いということで、ここに入るだろうということでございます。

その下に、特定JASの規格認定事業者による銘柄を計上してあります。現在までに19銘柄が認定されているところでございます。

12 ページは、国際動向でございます。まず関税でございますが、鶏肉につきましてはUR合意後累次の引き下げが実施され、現在、骨つきのもも肉は8.5%、その他のものは11.9%でございます。

13 ページは、EPA・FTAの状況でございます。その図にありますように、発効・署名、それから大筋合意をされたものが11の国と地域、現在交渉中のものが5の国と地域ということで交渉が続いておるという状況でございます。

続きまして14 ページは、輸出でございます。鶏肉、鶏卵についても、輸出を振興しておるところですが、左のグラフにありますとおり、鶏肉の輸出も年々伸びておるところでございます。その中身は鶏の足、通称もみじと言われるものでございますが、そういったものが香港やベトナム等で、飲茶等の食材として非常に需要があるということでございます。

右側は殻つきの鶏卵でございますが、これも順調に伸びております。特にシンガポール

への輸出は、航空輸送で3日ぐらいで店頭に並ぶということで、在留邦人等に人気があるということで、輸出が伸びているところです。

続きまして15ページは、生産、経営をめぐる状況でございます。まず生産額でございますが、畜産の生産額が農業総産出額の約3割を占めておりますが、その中でさらに27%が鶏肉、鶏卵の生産量でございます。産出額の多い県を右の表に記載しておりますので、参考にいただければと思います。

次に16ページは生産構造でございます。上段が採卵鶏、下段がブロイラーでございます。採卵鶏の飼養戸数は近年、年率4～6%の割合で減少しております。飼養羽数についてはほぼ横ばいで、結果として1戸当たりの飼養羽数は、年々増加傾向で推移しているところです。ブロイラーについても同様の傾向にあります。

17ページは、地域別の飼養動向を記載したものでございます。上段の採卵鶏については、関東と九州で非常に飼養戸数が多く、飼養羽数も関東、九州が中心でございます。

ブロイラーについては、東北と九州で戸数、飼養羽数とも多くなっています。その他の地域では、むしろ飼養羽数が近年減少しているという状況にあります。

18ページは担い手の状況でございます。左上は認定農業者の割合で、平成20年度現在で採卵鶏が45%、肉用鶏が40%となっております。養鶏部門の特徴でございますが、左下に法人経営の割合がありますけれども、養鶏部門は法人化が非常に進んでいるということが見てとれると思います。また右側は肉用鶏でございますが、肉用鶏では部門の垂直統合と申しますか、インテグレーションが広く行われているということが、特徴として挙げられるかと思えます。

19ページは、アニマルウェルフェアの考え方でございます。欧米を中心に近年、アニマルウェルフェアの議論が進められております。我が国におきましても下の図にありますような体制で、アニマルウェルフェアの検討を行っているところです。

昨年の20年3月に、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏の飼養管理指針」が取りまとめられたところでございまして、ブロイラーについては21年度に取りまとめるという方向で検討が行われております。

次の20ページは、採卵鶏の飼養管理指針について概要を説明したものでございます。左のほうの一般原則でございますけれども、この指針の中で、まず「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義しております。

次に、家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産

物の生産につながり、また、家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくものということで、前向きなとらえ方をしておるということでございます。

次に、アニマルウェルフェアへの対応でございますが、最も重視されるべきは施設の構造や設備の状況ではなく、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取り扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、家畜が健康であることというふうに規定をしておるところです。こういったものを現在、普及、啓発しているところです。

21 ページは、飼料をめぐる情勢でございます。左上が配合飼料価格の推移で、この7月からトン当たり約5万5000円で推移しているところでございます。

この配合飼料価格を決める要素としましては、左下のトウモロコシのシカゴ相場、右上の海上運賃、それから右下の為替相場といったものが影響して、配合飼料価格が決定されるということでございます。

次の22 ページは、配合飼料価格安定制度について説明したものです。配合飼料価格安定制度は下の図の左で説明してありますが、左下の生産者と配合飼料メーカーの積み立てによります通常補てんと、左上の異常な価格高騰時に通常補てんを補完する異常補てんの2段階の仕組みでございます。

右側で、近年、配合飼料価格安定制度による補てんが多く出ており、財源等について必要な措置をとっておることを示しております。

23 ページは、最近の補てんの状況を示してございます。

24 ページは、エコフィード（食品残渣の飼料化）の取り組みについて説明したものでございます。左の図の一番上でございますが、食品製造業からの排出が最も多く、飼料化も進んでおります。飼料化が35%、肥料化が31%、メタン、油脂等7%、未再生等23%となっております。そのほか食品卸売や小売業、外食産業からも排出されるわけですが、全体では現在、飼料化が21%行われておまして、27年度に向けては全体で45%の飼料化を達成しようということで、ここに書いてありますような各種の対策を講じているということでございます。

25 ページは、飼料用米の状況でございます。左の真ん中辺に作付面積の表がありますが、20年度につきましては1611haということで、平成19年度の5倍以上に拡大する見込みとなっております。

農林水産省では、平成21年を水田フル活用転換元年と位置づけまして、右にござい

すとおり各種多様な取り組みをして、飼料用米の生産・利用の拡大を図っているところで

26 ページは、国内産飼料用米を使用している畜産農家等へのミニマム・アクセス米の販売でございます。国内産飼料用米を買い付けて使用してくださる方に、国産飼料用米の安定的な維持確保をするということで、あわせましてミニマム・アクセス米を、国産飼料用米の使用量米の2倍までの範囲で販売するという取り組みを、今年から実施しているところでございます。

27 ページは、動物用医薬品と飼料の適正な使用でございます。御案内のとおり、平成18年5月から食品衛生法が改正されまして、ポジティブリスト制度が施行されています。農林水産省では、飼料中の農薬等の残留基準の設定ですとか、動物用医薬品の使用基準の改正等を実施して対応しているところでございます。

28 ページは、家畜排せつ物の関係でございます。家畜排せつ物量は約8747万tということで、年々量は減っておりますが、そのうち15%が養鶏から発生していると見られております。この処理については、家畜排せつ物法にのっとりまして、適正に処理がされておるところでございます。

29 ページは、その利活用の推進でございます。19年3月に新たな「家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針」が策定・公表されてございます。そのポイントは右側の枠囲いでございますが、ここに書いてあるポイントに即して、現在利用の促進に努めております。

30 ページは家畜衛生の動向ということで、まずは家畜の伝染性疾病の発生状況でございますので、御参考にしていただければと思います。

31 ページは、高病原性鳥インフルエンザ対策でございます。図にございますように、水際の検疫対策から国内の発生予防対策、農場の飼養衛生管理の徹底等、それから万が一発生した場合には蔓延防止対策等が、その部門部門でとられておるところでございます。

32 ページは、現在までに発生した状況を図にあらわしてございますので、御参考にしていただきたいと思っております。

33 ページは、海外の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生状況でございます。

最後に34 ページは、今般、愛知県で2月27日を第1例目としまして、高病原性の鳥インフルエンザが発生しております。第1例目から第7例目の3月29日まで発生しましたが、適正な対応をとった結果、5月11日には移動制限が解除されて、現在再建に向けて

検討されているところでございます。

少し早口になりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

○菱沼座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明を受けました資料3と資料4の内容につきまして、御確認なり、御質問がございましたらお願いいたします。

山本委員。

○山本委員 11 ページの真ん中ごろに注ということで、「「その他の肉用鶏」とは、ふ化後3カ月以上」となっているんですけども、3カ月というと90日ぐらいになりますよね。80日ぐらいで出しているのはどういうふうになっているんですか。

○渡邊食肉鶏卵課長 ここは統計上の式でございます、ふ化後3カ月ですから、おっしゃるとおり90日齢以上でございますが、そこで出荷されるものの肉用鶏を統計上、ここに取りまとめられているということでございます。

右の枠囲いに地鶏の定義がございます。これはJAS法、地鶏肉の日本農林規格でございまして、ここに地鶏の定義がされてございます。真ん中辺に（飼養期間）がございまして、地鶏の定義上はふ化日から80日間以上ということでございます。若干統計とずれておりますが、この90日以上の部分が地鶏とかが含まれているだろうということで、御紹介しております。

○山本委員 ありがとうございます。

○菱沼座長 芳賀委員。

○芳賀委員 まず10ページです。ここに若どり1羽当たりの部位別重量及び卸売価格がありますが、生体重が2.5kg、むね肉が400g、もも肉が450g。最近では生体重が3kg近く、むね肉ともも肉の比率が5：5、ややむね肉が多い傾向にあるのが現状です。

次に、24ページをお開きください。エコフィードの問題ですが、食品製造業の飼料化率が39%。この中に、例えば米ぬか、油かすは入っているのでしょうか。それによって、この27年度の45%についても大いに影響があるのかなと考えたのであります。

次に、25ページ。私の認識が間違っていたら教えていただきたいんですが、20年度、1611ha飼料米をつくるということですが、1ha、5tと計算しますと、2400万t配合飼料から見ると、一生懸命となっているんですが、0.03%程度の効果という計算をしてみたんですが、間違いないでしょうか。

また、水田面積が250万haと言われていますが、1611haというのは、やはりコンマ2

けたの数字と。休耕田は 100 万 ha と言われていますが、そこから見てもコンマ以下の数字と。配合飼料対策としては、まだちょっと遠いのかなという認識を持っております。

それから 26 ページ、国内産飼料用米飼養畜産農家へのMA米販売措置の2番の②「MA米を使用する畜産農家等」と書いてあるんですが、「等」というのを後で解説して下さい。

資料4については以上です。

○菱沼座長 今、芳賀委員から4点ほど御確認と御認識の問題とあったんですが、1、むね、ももの比率の問題は認識の問題ですが、返事は要るんですか。

○芳賀委員 そうです。これは大変大事なところですね。

○菱沼座長 はい、失礼しました。それでは順次、むねとももの比率の問題、エコフィード、水田の面積その他の問題、それからMA米の問題と4点ございましたので。

○富田食肉需給対策室長 それでは私のほうから、まず10ページのむね肉ともも肉の重量の問題でございます。私どもは、いろいろな聞き取りですとか、これまでの知見とかをもとにしまして、書いたわけでございますけども、一番現場でお仕事をされている芳賀委員が、最近重量もふえているということでございましたら、そちらのほうが正しいかと思っておりますので、そういったことも念頭に置いて、今後議論させていただきたいと思っております。

○菱沼座長 次、エコフィードの問題。

○小林需給対策室長 エコフィードの問題について御質問がございました。米ぬかとか油かすが、このデータの中にカウントされているかという御質問だったかと思っておりますが、基本的には入っていないということでございます。

○芳賀委員 入ってないんですか。

○小林需給対策室長 はい。

○菱沼座長 次、水田の面積の問題。

○上原課長補佐 飼料用米の関係でございます。御指摘のとおり、まだまだ取り組みはこれからのところでございまして、今回お示しをさせていただいている20年、昨年の面積でございますと、御指摘のとおり全体からすると、まだまだはるかに少ない数字でございます。先ほどございましたように今年の水田フル活用転換元年ということで、更に取り組みを進めているところでございまして、こういう更なる前進を、まだまだ少ないですけども、今年また頑張っているということでございます。

○菱沼座長 次は、「MA米の畜産農家等」の「等」とは何たるものであるか。

○大野畜産振興課長 この「等」のところはさほど大きな意味がなくて、養豚・養鶏農家団体等ということで、養牛とは言わないですけれども、酪農関係でも肉用牛関係でも構わないと。

正確に言うと、国産米の飼料用の使用実績があるもの、または国産飼料用米の買受契約を締結するものであって、その数量の確認が可能なものが複数により構成される団体というふうに御要望を受け付けていますので、養豚、養鶏には限らないということです。

○菱沼座長 よろしいですか。

そのほか、よろしいでしょうか。

よろしければ、また後でじっくり時間もあるようでございますので、とりあえず次に進めさせていただきたいと思います。

### (3) 養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた平成 21 年度行動計画（案）について

○菱沼座長 (3)「養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた平成 21 年度行動計画（案）について」に移ります。

富田室長、説明をお願いします。

○富田食肉需給対策室長 続きまして資料 5、資料 6、資料 7 を一括して説明させていただきます。

まず資料 5、養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画の取組結果と課題等についてという資料でございます。めくっていただきまして、一番左側が事項、次に 20 年度の取組内容、20 年度に明らかになった課題、今後の対応方向という形で整理をしていますが、20 年度の取組内容を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1. 養鶏経営の動向・経営の安定でございます。養鶏経営の安定につきましては、鶏卵及び鶏肉の需給連絡協議会を、昨年 9 月と今年の 3 月に開催しております。また、そういう協議会を通じて情報交換した成果に基づきまして、鶏卵の生産指針を作成し、3 月 31 日付で公表しております。

生産コストが上昇する中で、再生産が可能な価格水準を維持していくためには、需要の動向に関する適切な情報を把握し、これに基づいて需要に見合った生産を行うことは引き続き重要であるということで、こういった取り組みを進めてきたということでございます。

そのほか下段でございますが、より競争力の高い生産構造の確立のために、食鳥処理場

におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入等を推進してきたところでございます。また、経営安定のために制度資金についても積極的に融通をして、担い手の経営支援を行ってきたということでございます。

次の2ページでございますが、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築ということで、まず改良の推進、飼養・衛生管理の徹底でございます。海外における疾病発生に備え、ひなの安定確保に向けた国産種鶏の確保は非常に重要であり、その確保ですとか利用拡大に向けた取り組みを行ってきたところでございます。

中段のアニマルウェルフェアにつきましては先ほど御説明したとおり、採卵鶏の飼養管理指針を3月に取りまとめまして、ブロイラーに係る飼養管理指針を今年度検討するために、7月と、その次の2月に検討してきたところでございます。

一番下段の生産段階における経営体質の強化では、動物用医薬品の承認審査資料について、国際的な統一ガイドラインを設けるという作業に、我が国としても積極的に参加しております。

次の3ページは、畜舎建築基準の緩和措置の活用ということで、通知ですとか解説、パンフレット等を使いまして、畜舎基準等に係る基準緩和の理解を求める活動を展開しているところでございます。

その次の配合飼料につきましては、先ほど御説明したように、配合飼料価格安定制度を適切に運用するというところで所要の措置、例えば通常補てん基金の市中銀行からの長期借入に対する利子助成、それから異常補てんの発動基準の特例的引き下げ、通常補てん基金の財源不足に関する無利子貸付などの、所要の対策をとってきたということでございます。

その下は、飼料用米についてですが、飼料用米の利活用を進めるために、モデル実証を全国49カ所で開催して、その推進を図ってまいりました。

次に、流通・加工・販売コストの低減・合理化につきましては、食鳥処理施設の整備、それからGPセンター、先ほどのグレーディング&パッキングセンターでございますが、そういったものの整備を推進してきたところでございます。

4ページにまいりまして、消費者ニーズに対応した生産・供給ということで、在来鶏等の特徴のある鶏を改良素材としまして、これを活用して地鶏肉等の生産をする取り組みを進めているところでございます。

次に、鶏卵、鶏肉の低需要部位の消費促進ということで、鶏卵のコレステロールといったものについての正しい理解を消費者に求めるために、フォーラムを全国的に開催するな

り、或いは鶏肉の低需要部位の新規用途の開発なども実施してきたところでございます。

中段の担い手の育成でございますが、都道府県が認定農業者数の計画的な増加について、アクションプランをつくっており、その取り組み状況を把握しつつ、必要な人材育成のための支援、研修等を実施してきているということでございます。

一番下の安全・信頼の確保でございますが、表示の適正化ということで、公正取引委員会がことし3月に、鶏卵の公正競争規約を官報に告示しているということが大きな出来事でございます。それに基づきまして、検討会等も実施してきているところです。

次に5ページの中段で、消費者への情報提供ということで、先ほど同様にシンポジウムを全国で開催しております。それから卵業協会のほうでは知識の普及啓発ということで、全国10カ所でいろいろな取り組みを実施していただいております。そのほか、インターネットを使った情報提供等も、随時実施しているところです。

下段で、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を生かしてということで、従来から私ども、消費者、生産者と関係事業者間で、顔の見える関係づくりというものをやっております。日本食鳥協会がシンポジウムを全国5カ所で開催するなり、日本卵業協会が消費者との交流会を全国2カ所で開催するといった取り組みを、私どもとしても支援しているところでございます。

6ページにまいりまして、発生の予防及び蔓延防止の取り組みと、経営農場の経営再建支援でございます。高病原性鳥インフルエンザの特定指針に基づきまして発生予防対策を徹底しているところでございますが、白鳥での発生事例等を踏まえまして、モニタリングを強化しております。また、家伝法を一部改正いたしまして、キジ、ダチョウ、ホロホロ鳥なども追加したところでございます。

中段ほどでございますが、平成21年2、3月の愛知県におけるウズラの高病原性鳥インフルエンザの発生に対しましては、愛知県のほうで殺処分、移動制限等の防疫措置を実施しておりますが、私どもとしても必要な支援を行ってきたところでございます。

その下、家畜防疫互助基金についても加入を促進するとともに、次期の事業期間ではこれにウズラを追加するというところでございまして、また21年度からは雇用の維持に配慮した企業型の互助基金も新たに新設して、支援をすることにしておるところでございます。

7ページは、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上ということで、飼養衛生管理基準の遵守を徹底しておるとともに、鶏のHACCP認証基準の策定と普及を図ってきておるところでございます。

6番目の自然循環機能の維持増進ということで、家畜排せつ物関係でございます。まず、家畜排せつ物の利活用施設の整備については、補助事業等で御支援をしているところでございます。耕畜連携による堆肥の利用推進が重要だということで、先ほど御説明いたしました基本指針にのっとりまして、県の基本指針の改定を行うとともに、モデル地区をつかって、そのモデル地区の整備等を支援しているところでございます。

8ページにまいりまして、未利用資源のエコフィードの活用でございます。消費者に対する理解を醸成するためにシンポジウムを開催したり、食品残渣の飼料化施設の整備を支援したり、実証試験を利用したりということを行ってまいりました。

下段の技術の普及ということでは、専門技術研修会の開催を全国18カ所で行いましたし、中ほどにございます、近赤外線分光光度計を用いた簡易栄養分析の手法を確立し、普及を開始したところでございます。

以上が、20年度について、私どもが取り組んできたことでございます。

続きまして21年度でございますが、資料6と資料7でございます。両方横に置いて見ていただければと思いますが、資料7で御説明をしたいと思っております。めくっていただきまして、1ページでございます。まず、養鶏問題懇談会報告書の周知・徹底でございますが、先ほど御説明しましたように、ことしにつきましては本日の検討会を皮切りに、報告書の検討をスタートいたしまして、21年度中には養鶏問題懇談会報告書を新たにつくるという計画を立てているところでございます。

事項別で、養鶏経営の安定でございます。需給の安定を図ることが、価格の安定に最もつながるわけございまして、まずは生産動向の調査等をいたしまして、9月に需給連絡調整会議を1回開く。さらに調査を続けまして、3月にももう一度開くと。その上で、3月には鶏卵の生産指針の作成・普及等を行ってまいりたいと考えております。そのほか経営の安定のためには、年度を通じまして制度資金の融通等も行ってまいりたいと考えております。

2ページでございますが、国際化に対応し得る生産・流通体制ということで、改良につきましましては、ことしは家畜改良増殖目標畜種別の研究会を開催することにしております。当然、鶏の研究会もここで開催しまして、今年度中に、次期家畜改良増殖目標の鶏版を決定したいと考えております。

次のアニマルウェルフェアでございますが、採卵鶏はできておりますので普及啓発を続けてまいりますが、ブロイラーについては検討を始めるということで、分科会等も9月ぐ

らいからスタートしまして、検討してまいりたいと考えております。

半分から下の経営体質の強化に向けてでございますが、動物用医薬品の承認申請に必要な資料の合理化ということで、国際間の有効性試験の方法の統一化とか、外国試験のデータの利用促進等について、必要な検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて畜舎の建築基準についても、より低コストでできるように普及なり、検討会なりを続けてまいりたいと考えております。

3 ページで、経営体質の強化としましては、何よりも配合飼料価格の安定を図ることが重要でございますので、現在措置しております配合飼料価格安定制度を適正に運用するため、先ほど御紹介いたしました、必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

飼料用米の利活用については、さらに検討会などを開催するとともに、モデル集団をつくったり、モデル実証をつくったりして、積極的な推進に努めてまいりたいと考えております。

4 ページにまいりまして、流通・加工・販売については、食鳥処理場やGPセンターの統合、合理化、機能の高度化、衛生管理の向上、稼働率の向上等について事業要望を聞きつつ、事業の支援をしてまいるということでございます。

消費者ニーズに対応した生産・供給という点につきましては、先ほど御紹介しました地鶏肉については、強い農業づくり交付金の中で一部支援をしていることもありまして、そういう取り組みを助長してまいりたいと考えてございます。

中段以下、低需要部位、鶏卵の消費促進については正しい理解増進と、それから実需者の要望に応じた加工といったものについての支援をしてまいりたいと思います。もちろん輸出についても、今まで以上に支援をしてまいりたいと考えてございます。

5 ページでございますが、担い手の育成については都道府県のアクションプランを引き続きフォローしていくということで、必要な支援も行ってまいりたいと考えております。

安全・信頼の確保につきましては、先ほど御説明をいたしました鶏卵の公正取引規約の普及を図るとともに、1年後に本格施行ということでございますので、それに向けて安定的に運営できるように、必要な対策をとってまいりたいと思います。そのほか、消費者への適時適切な情報提供を随時実施してまいりたいと思います。

6 ページの上段でございますが、本年度は平成 21 年度の補正予算で、学校給食に地場農畜産物を利用するという補正対策の予算を確保しております。地場の農産物を使う場合に、原材料費の2分の1を助成するという仕組みであり、ぜひともこの事業を円滑に動か

して、消費拡大に努めてまいりたいと思っております。

高病原性鳥インフルエンザの経験を生かしてということですが、引き続き顔の見える関係づくりに努めてまいりたいと考えています。

7ページでございますが、発生予防や蔓延防止、経営再建については、現在実施している対策を適時適切に実施するということでございます。

下段で、疾病の発生予防と衛生管理水準の向上につきましては、鶏のHACCP認証基準の公表や普及、HACCPの認証体制づくりを進めてまいりたいと思います。

8ページで自然環境機能、家畜排せつ物関係についても、施設整備の支援を行うとともに、特に耕畜連携による堆肥の利用の推進について、モデル地区への支援、シンポジウムの活用等について、対策をとってまいりたいと思っております。

最後に9ページ、エコフィードの活用でございます。5月14日に平成20年度の行動計画を策定したところでございます。この行動計画にのっとりまして、普及を図ってまいりたいと考えています。点線で囲んでありますが、ことしはエコフィード利用の畜産物の認証制度も検討して、エコフィードを使ったものが、より消費されるように対策をとっていくことについて、検討を続けたいと考えてございます。

以上、資料7でございました。資料6については、今、私が御説明したことを簡単に概要のみ記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

資料の説明については以上でございます。

○菱沼座長 ありがとうございます。

ただいま説明を受けました資料5、6、7に関します行動計画につきまして、御意見ございましたらお願いします。

芳賀委員。

○芳賀委員 どこでこんなお話をしているのか、多少疑問なところもあるんですが、養鶏経営の動向、経営の安定、以下幾つかの項目がございまして、これはたしか平成17年のスタート時にできた項目だと思うんですが、その中で一つ疑問に思っていることは、需要に見合った生産という項目がずっと出てきているんでございますけども、実はその最たるものがお米かなと思います。

需要に合わせて生産をしていくということが、本当に経営の安定につながるのか。平成17年に策定したときよりも、少なくともブロイラーについては経営的には厳しくなっている。逆に安定はしてきてないんだろうなという認識を持っています。

特に大変難しい問題は、鶏肉の場合、先ほどの資料説明にございましたとおり、関税もどちらかという不安。もちろんセーフガードもない。為替によっては幾らでも入ってくるという状況の中で、国産鶏肉の需給調整をして、本当に経営の安定につながっているのか。過去5年間はそういう実績は見られなかったのではないかなというふうに、愚考をいたします。

それから、例えば国際化に対応するという問題も前からあったわけですが、日本の国産種鶏の確保について、果たしてどれほどの予算をおとりになっているのかなと。コップやチャンキー種に対抗できる能力のある鶏が、本当にできるんだらうかなと。これについても甚だ不安に思っていますし、AI問題で種鶏が入ってこなくなった場合については大変心配しているんですが、そんなことも気になります。

また今後の対応方向で、「国、独立行政法人、地方公共団体等の関係者が適切な役割分担のもとに」と書いてありまして明瞭であるんですが、本当によくわからんなど。どんなことでこれが実現できるのかなと思うところもございます。

それから、20年度に明らかになった課題で、国産鶏の利用拡大に取り組むことが必要ということですが、国産鶏の取り組みをやったところが何カ所かありまして、実際見てみますと、なかなか利益につながらない。場所によっては、一般ブロイラーに変えようかなという声もなきにしもあらずと思っております。

それから先ほどの飼料米、意気込みもわかりますし、ただいま大変少ない比率であるというの御理解いただいたと思うんですが、この根本は何か。いろんな対策を立てられるんですが、やっぱり基本問題は、農林水産省が盛んにやろうとおっしゃっていた水田の集積や農地の集積が大切で、これが解決できないと本当に役に立つ2400万tのうちの何t、何%と言えるような数字にはならないのではないかなと。むしろ先ほど説明いただいたエコフィードの今の利用率の数量を見ますと約10%、250万tぐらい使っている。そっちのほうがよっぽど近道かなと思ったりしております。

4ページで、消費者ニーズに対応した生産・供給、【地鶏肉等の生産の推進】と書いてあるんですが、ちょっとずれてないかなと。消費者のニーズというのは、ちょっと前は銘柄鶏、地鶏が大変騒がれたし、売れていました。今、壊滅的です。値段が高いということもあるんでしょうが、壊滅的に売れていません。この辺も果たして、今の消費者ニーズに合わせるということで行くと、失礼ですが、いささかずれてはないかなと思います。

養鶏経営の担い手の育成ということで、いろんな対策が書いてございますけども、むし

る何が原因なのかということになりますと、農業として利益が出て、先々の明るい見通しがあれば担い手というのは必ず出てくるものだ。それがなくて、いろんな策を弄してやろうとしても、これは大変問題ではないかなと。もっと効率的な、基本的なことを考えていただくほうがよいのではないかなと思います。

かくいう基本には何があるかといいますと、実は今までブロイラー産業というのは、良質のたんぱく質を安い値段で供給してくれると褒められていたんですが、そろそろ褒め殺しになるのではないかなという気がいたします。

なぜなら、本当にこのブロイラー産業が今、困っていますことは何かと申しますと為替です。御存じのように、クルゼイロからリアルに変更時、1リアル=1ドルの設定をしたんです。それからブラジルの猛烈な資源高によって、ドルに対して強くなった。今度、リーマンショック後、逆にドルに対して半額ぐらいになったんですね。そのドルに対して円が強いものですから、猛烈な差がある。解説であったように、ほとんどブラジルからの輸入品ということで、コストの半分以上の値段で入ってくる。これがブロイラー産業にとっては大問題であります。

ブロイラー産業の生産基盤の崩壊の可能性が高まって来ております。対策が必要である。  
○菱沼座長 いきなり核心というか、後で総合議論の中で十分取り上げたほうがいいかなと思うような課題の……。

○芳賀委員 そのときはそのときで座長にお任せしますから。それで発言の前に、いつ言ったらいいのですかということをお願いしました。

○菱沼座長 はい、わかりました。今の質問なり疑問なりは、大体5点ぐらいの話かなと思います。1つは、需給と経営安定。しかしそれは、関税制度なり何なりとの関係でどう考えるのかといった問題。それから国産種鶏というのは、どの程度本気でやっているんでしょうかねといったような問題かと思います。それからあとは飼料米の問題、水田の利用の問題。それから消費者ニーズというのが、本当に真の消費者ニーズをどうとらえているんでしょうかねといったような問題、それから担い手の育成の問題と、概略このようなことだと思います。

また総合討論もありますけれども、適宜ここでコメントなり、考え方、今お示しできることにつきましては、それぞれ御担当のほうから発言をお願いします。

○大野畜産振興課長 畜産振興課所掌の部分についてお答えさせていただきます。まず、国産鶏の改良の問題でございます。これは従来から残念ながらというか、ブロイラーにつ

いては種鶏は幾世代についても海外に頼っているという中で、これも御案内のとおりではございますけれども、家畜改良センターのほうで最近は、ようやく世に出せるような「はりま」ですとか「たつの」ですとか、割と好評を博していただいているということです。

ようやく家畜改良センターの鶏が評価されてきたのも、平成13年度から「はりま」、17年度から「たつの」ですが、まだまだ歴史が新しく、そのところは前回の懇談会をベースにして、鶏の改良の中央推進協議会、先ほどおっしゃられたように国、独法、県、民間の方々に集まっていただいて、どういうふうにやっていったらいいのか。また、それぞれの種鶏の能力のデータベースなどをつくろうということでやっていますけれども、遅まきながらようやく評価されるものが出てきた。改良の面ではこれを推し進めていく必要があるのかなと思っています。

また、先ほど電卓でたたいていたんですけども、飼料用米、私が計算すると0.08%ぐらいになるんですけども、トウモロコシの代替品として、トウモロコシをベースに置くとそれぐらい。ただ、このところ年を経るごとに5倍、5倍と増えてきているので、多分もう1けた上がったところを、今年は期待できるだろうと思っています。

ですから過去、伝統的に配合飼料1t、4万円の時代が続いてきましたけれども、今のアメリカのバイオエタノールといった非主食用、非食用の穀物の動向ですとか、またブラジルとかアルゼンチンの大豆が非常に高いとか、干ばつが起きているという状況。

それから、今3ドル台で推移していますけど、少し油断をすればすぐに作物飼料にお金が入って行ってしまうと。穀物取引所にお金が入って来てしまうという状況を考えると、伝統的なトン4万円の時代に戻るということは、なかなか想像しにくいのかなという気がしております。

芳賀委員が、ブロイラーの肉は食肉界のプリウスだと。ブロイラーは飼料要求率も2を切る非常に燃費のいい動物ですけれども、飼料については今は非常に微々たる数字です。水田もそうですし、またエコフィードもそうですが、国内で利用可能な資源をフル活用、水田もフル活用して、やはり畜産の部分で利用できるものもフル活用するということです。今は改良についても飼料用米についてもそうですが、小さいからといって諦めてしまうのではなく、ちりも積もれば何とかと言われますが、そのちりをどんどん積み重ねていく必要があるのかなと思っています。

○芳賀委員 期待しているからお話ししたんであって、ちりじゃ困るんですよ。

○菱沼座長 そのほか、需給・需要に合わせた生産供給、しかし一方では、為替の関係も

あって輸入がどんどん入ってくる。その辺はどう考えているのか。

○富田食肉需給対策室長 芳賀委員から、需要に合った生産が本当に鶏肉の価格安定につながってきたかという、非常に重い課題を突きつけられたわけでございます。この課題は、養鶏経営の安定という事項の中で、私どもの問題意識として設定しているわけでございます。

最近の状況を見ますと、国内の国産指向が高まって非常に価格が高かったときが一昨年、去年とあったわけでございますが、輸入のほうは自由に行われるわけで、その後ブラジルからの輸入が急激に多くなりまして、結果として在庫がたまって、価格が低下していくということがあるわけでございます。輸入が自由になされる中では、確におっしゃるとおり、需給の安定は難しいと考えております。

ただ、先ほど7ページで自給率の説明をさせていただきましたけれども、卵の96%まではいかないまでも、鶏肉については69%の自給率を誇っています。また、用途別の利用割合を見ますと、家計ではほとんど国産の鶏が食べられているし、加工部門でも国産はかなり活躍しております。外食のほうは少し輸入が多く入っておるわけでございますが、それらを総合いたしますと、国産の供給が増えたり減ったりすることが、価格にも大きく影響するだろうなということで、私どもは引き続き需給の安定を図ることが、経営の安定につながるという認識を持っているところでございます。

そういったことについては、まさに次の新しい5年間の計画をつくるに当たって、改めて議論していただければと思っております。

○佐藤畜産部長 芳賀委員の今のいろんな大所高所、あるいは中長期的な全体のお話を承りました。

芳賀委員のおっしゃっているように、先ほどもちょっとあいさつで申し上げましたように、今の当面している非常に短期的な問題と、中長期的な問題を分けて考えていく必要があるのかなと思っております。

先ほど出ておりましたえさ米でございます。えさ米の問題はたしか去年の7月から8月に、この懇談会の場で当時の中村委員から、農水省はえさ米をやる気が本当にあるのかと。費用がかかって、コストがかかってなかなか難しいんですという話があったわけでございますが、あのときに私、申し上げましたように、資料にも出ておりますが、去年あたりから大分議論になっておるわけですが、今回の21年度の補正予算で5万5000円の2万5000

円の8万でフル活用して、1万3000円ということで9万円以上出るような形にしまして、ようやく軌道と申しますか、一つの具体的な方向性が出たと思っております。

これに対しては相当てこ入れしている状態で、そのときに養鶏だけじゃなくて、我が国全体の農業を考えていただいたときに、アメリカ産のトウモロコシに頼っていることが、中長期的に見て好ましくないんじゃないかと私どもも思っております、そのときの代替のものとして先ほどのえさ米、あるいはエコフィード、これはまさに芳賀委員と一致するところがございます。どうかこの点について、特にことしの補正予算の執行というものに非常に私どもは意義を用いています。20年は1600ヘクタール程度の実績でございますが、来年はもうちょっと積んだような面積になると思いますので、ひとつそここのところをお願いしたいと思っております。

その際、低コストな米の生産ができないということでありまして、これも今度の補正予算で、私も以前、そこの担当課長をやりましたけども、総額3000億円で、1反当たり1万5000円、とにかく流動化ということで担い手に貸したら、1万5000円を5年間払うという、非常に画期的な予算だと思っております。

今までは、やれ法律改正だとか、奨励金をつけましたからという話になっていたんですが、今度は3000億円という莫大な国費を投じてやりますものですから、これはある意味では農水省にとっては大きな試金石だと思っておりますので、そうした大きなバックグラウンドが今回の補正予算でありますので、ひとつそここのところを御理解いただきまして、農水省も今までとは違っておるということで、来年どういう結果になるのか、あのとき部長の言ったことは、何か全然おかしかったんじゃないかということがないように、我々も頑張っていきたいと思っております。

それと、先ほどの需要に見合った生産なり、経営問題等ございますが、先ほど申し上げましたように短期的には世界同時不況があって、今、若干明るい兆しが出てきたのかなという中で、まだまだ消費者価格、現場での需要が非常に振るってないというところは確かにあると思っております。

当面畜産物価格については、とにかくこの年1年を、ある意味ではどうしのぐかというのが、一つの大きなポイントかと思っております、そこから先は先ほどの学校給食なり、食肉課のほうで消費拡大の予算——これも我々、PRの仕方が余りうまくなかったんですが、従来のもとは違った形のを幾つか仕組んでおります。消費者ニーズをつかむ、つくっていく、あるいは業界と申しますか、生産者がとにかくそういったものを、直接消

費拡大するといったような新しいものもつくっております。金額的には相当なものになると思っておりますが、使い方にかかっているかと思っております。

まさに今回の懇談会におきましては、そうした器も我々つくっておりますが、その器をうまく使っていくというやり方を含めまして、あるいは今後の消費者動向を含めまして、いろいろと御指摘いただければと思っております。

ちょっと答えにはなっておりませんが、とりあえず我が方の心意気だけはまず御理解いただいて、議論を深めさせていただければと思っております。

○菱沼座長 どうもありがとうございました。

担い手の話も、今の部長の話で需給の安定と経営の安定でいいかと思えます。いずれにしましても、私も昨今聞いていると、豚についてもブロイラーにつきましても、貿易制度、あるいは輸入関税等がこれ以上よくなるはずがないという前提のもとに、しかも為替は動くという前提のもとに、国内産の価格安定をどう図るかというのは、豚でも随分いろいろ議論があるところでありまして、難しい問題だと思えます。もし、それぞれの方で、その場合に今、部長がおっしゃったように、短期の問題と長期の問題があろうかと思えますけど、こういった中でお互いに意思疎通を図って、何かいい方式が見出せればと思えますので、引き続き御意見をいただきたいと思えます。

そのほかございましょうか。

栗木委員。

○栗木委員 私、初めてこの懇談会に出させていただいたんですが、養鶏問題ということで、卵と鶏肉と両方論議したり、アクションプランをつくったりということをするわけですが、協議するのは一緒であっても、分けてアクションプランをつくるのか、共通の課題と、それぞれ肉と卵と分けるとか、その辺の論議もアクションプランも整理してやったほうが、何かわかりやすいんじゃないのかなと。産業構造もかなり違いますから、そういうことはどうかと、初めて参加させていただいて、そういうふうに思いました。

それからもう1点、経営安定と需給。価格安定になれば経営も安定するということが、需給安定ということで、卵の場合は生産をコントロールすることによって、需給をうまく持っていこうということで今までずっと行われてきて、それがうまくいかなかったり、いったりという繰り返しだったんですが、どうもここへ来て、流通構造がちょっと変わってきているのかなと。

それは消費者、流通の側が、日本の食文化で卵の鮮度に非常に高いレベルの要求がござ

いまして、そういう面で供給側、生産側がそのニーズにこたえることが販売力が強くなるということで、どうしても日々、またウィークリーで考えても特売日であるとか、土曜日、日曜日であるとか、非常に購買日が固まる。そうすると我々納品側にとっても、10 納める日もあれば、極端なことを言うと2しかない日もある。それで鮮度を重視する、そして偽装がない、約束を破らないということになると、常にオーバプロダクトをして、そして要求にこたえる。うまく需給がいかなかったときには加工に回す。それも限度があつて最近では、「そんなこと言われたって、加工側だって受け切れないよ」という問題が出てきて、構造的にオーバプロダクトの状況がずっと続く。

それも、大手の激しい競争が中心の販売になってくる中で、非常に構造的なものになりつつあるんじゃないのかなという感じを持っています。ですから、そのあたりのところをもっと掘り下げているいろいろ検討をしないと、今、部長もおっしゃったように、短期間ではなかなかできないと思いますけど、今までのように需給調整協議会があつたり、需給ガイドラインを出したり、調査をしたりしながら情報交換して、何とかしましょうよというだけでは、なかなか構造的な部分があるんじゃないのかな。その辺をよく掘り下げて検討していかないと打開できないんじゃないのかなと、私は最近思い始めていまして、そんなことはいかがなものかなと思いました。

○菱沼座長 ありがとうございます。

ただいまのは、1つは卵とブロイラーの話。産業構造も違うからどうなのかなと疑問。これは今すぐどうという話にはならんかと思いますが、何か御意見があれば伺いたいと思います。

あるいは今の話で、流通構造なり生産構造、あるいは需要の構造、消費のパターンも違って来たんじゃないかということについて、もう少し深く掘り下げる必要があるんじゃないかといったことではないかと思いますが、御意見に対してコメントがあれば。

○渡邊食肉鶏卵課長 今、栗木委員から、非常に難しい問題を指摘されたと思ってございます。まず、初めのほうの鶏肉と卵と一緒にやるかどうかというのは、今、21年度の行動計画案は、17年のものに従って、こういうことになっていますので、今から御議論いただく次の報告書に当たっては、そういう御意見が今、出ましたので、まさにこの場で御議論いただければいいのではないかと考えてございます。

後半のほうの流通構造が変わってきた話、確かにそういう部分はあると思いますが、基本的には流通とその生産者との関係で問題があるとなると、優越的地位の乱用みたいな話

があって、流通側がとてつもなく力を持っていて、生産者に無理難題を押しつけて、無理やり値段を引き下げさせるという状況になると確かに問題だということなので、程度問題だと。

今、御指摘のあった話は確かに、生産者側のコストの問題が厳しくなっていて、ゆとりのない段階で、なおかつ販売側がかなり新鮮なものを求めるということですが、新鮮なものというのは消費者の方々の御要望なので、行政がどうのこうという前に業界団体の方々に、例えばお話し合いをする場だとか、そういうのはできないものなんでしょうか。

生産者側としても、求められてもできないものはできないというのがあると思うんですね。そういう情報の交換というか、お互いの事情というか、求めていることはそうかもしれないけども、求められてもできないものはできないと。お互いに理解を深めるような場が必要な気がいたしまして、そういう場をつくるというのが一つあるのかもしれないと今、御意見をお伺いして、私、個人的に思ったことなんです。

○菱沼座長 ありがとうございます。

そのほか。

西村委員。

○西村委員 2つほどお伺いしたいんですけども、1つは先ほど芳賀委員から御質問があった中で、消費者ニーズに対応した生産・供給というところで、20年度に明らかとなった課題として、ニーズに対応した鶏の改良及び生産、需要の拡大に向けて取り組みを進めることが必要となっておりますが、21年度の計画において、地鶏肉等の生産の推進の中で、そういうニーズをきちっと調べた上で、こういう計画を推し進められるかどうかということを、1点お伺いしたいと思います。

2点目は、最後のエコフィールドのところですけども、エコフィールドの利用畜産物認証制度の検討につきましては、エコフィールドの実証試験とかを盛んにやられておりますが、この認証制度は肉の安全性を確保したものとして与えられるものなのか、それとも例えば我々、やっぱり食べる時おいしさというのがすごく大事だと思うんですが、そういったものを保証しているのか、どの辺を保証した制度であるのかをお伺いしたいと思います。2点、お願いいたします。

○菱沼座長 まず第1点、どちらから先でも結構です。消費者ニーズを調査、把握した上で改良をどうするのかという問題、今のエコフィールド認証制度の問題。どちらでも結構です。

○北池畜産技術室長 まず、消費者ニーズのお話でございますけども、消費者ニーズを的確にとらえるというのは、非常に難しいと考えております。

ただ私どもとしましては、毎年そういう関係者が一堂に会する機会を設けまして、今年の方角等を議論する場、具体的には中央推進協議会を開催してございますが、その中でそういう情報の共有を図りながら進めさせていただいているところでございます。

○西村委員 そうすると、今の 21 年度の方針で在来鶏等特徴ある鶏というのは、あくまでもニーズに対応した計画と考えてよろしいのでしょうか。

○北池畜産技術室長 そこはニーズという、特に先ほども御指摘ございましたけども、我が国の在来鶏では非常に割合が少ないものでございます。先ほど言いました肉用鶏でいいますと、「はりま」とか「たつの」でございますけども、それにつきましては実際、ユーザー側の需要がどれぐらいあるかということに合わせて、供給がこれぐらいできるということで、現在合わせまして 550 万羽ぐらいの供給体制をつくっているという状況でございます。

○小林需給対策室長 エコフィードの認証の関係についての御質問であったと思います。エコフィードの認証につきましては現在、えさの部分についての認証制度が今年の 3 月から発足しておりまして、この制度が動き出したところでございます。今後、えさを利用した畜産物の認証について検討していきたいと思っているところでございますが、基本的には循環資源を安全に加工利用したものを、一定割合利用したものということを考えておりまして、安全性について配慮したものということで、FAMIC の御協力もいただいて、民間機関のほうで認証するというところでございます。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○菱沼座長 そのほか。

竹下委員。

○竹下委員 2～3 点、お尋ねをしたいと思います。まず、先ほど来御説明をいただく中で、養鶏に対する国の施策等々については、部長さんの御説明いただく中で、大変御尽力をいただいておりますという中身はよく理解できておるところでございます。

しかしながらその中身の問題で、2 ページにございますように経営体質の強化ということで、畜産の生産性向上支援リース等々が今、施策として打っていただいているわけですが、結果としてそういう整備をしていきたいという地域の小さい生産者を含めて、思いはあって、それを申請されてもなかなか結果的にその制度に乗れない、借りられないという

状況がございます。

ですから、ある一部の大手の生産者の方が、単発的にぼんと借りられた場合、小さい生産者の方にまで金額が回ってこないという事例がございます、そういう部分を何とか解消をしていただかないと、部分的に言えば一部の人がそういう支援事業に乗って、経営体質の強化を図っていらっしゃるという状況になろうかと思えます。

一般も農水省のほうから、卵の選別包装施設のリース事業が出たところでございます。これについても中身を精査して見ますと、畜産全体で 150 億ぐらいというお話は承っておりますんですけども、その中で養鶏が約 6 億ということで、今現在私どもが調べている段階で約 50 億、このリースを利用して設備をしたいという情報が、養鶏協会等々にも入っておりますのでございます。

もう 1 つは時期も、7 月に申請をしないとそれには乗れませんよと。しかも、年度内に工事をやってくださいよと。施策そのものは冒頭申し上げましたように、我々にとって大変ありがたい話でございますけども、実際中身を使うという段階において、いかにも四つ足主体の施策といえますか、我々は先ほどのように 150 億で 6 億しかないわけですから。そういう県がございますので、ぜひ、そこあたりはお願いをしたいということでございます。

もう 1 つ、その中に建築基準法の改正とかあるわけでございますが、今、冒頭話が出ましたように卵を生産する側において、生産と需要と供給のバランスは非常にナーバスな部分があるわけでございます。そういう場合に、先ほど説明がございましたように、卵の自給率は 96 % になっておるということで、国なり、また我々の努力も一部あったり、消費者の方も国産の卵を利用していただいております。

その中で、建築基準法なり、また諸外国と比べてワクチン等々の問題を踏まえた中でも、非常にコストが——国内が我々の段階で競争しても、やはり国の施策を打っていただかないと、競争し得えない部分があるわけでございますので、そこら辺はぜひ外国との競争の中において、平等な競争ができるような御配慮をいただきたいと思えます。

それともう 2 点ほどでございますが、先ほど来飼料米のお話が出ております。これは先般部長さんがおっしゃったように、前回の委員会で中村会長から随分お話をいただいたという経過があるわけですが、そういう中で今、5 万 5000 円と 2 万 5000 円と 1 万 5000 円の施策を打っていただいて、非常に飼料米の作付がふえてきておるところでございます。

私も島根県出身でございますけども、我が県の話をして申しわけないんですが、約 100

町歩ぐらいの飼料米を作付して、ことしは 600 ～ 700 t ぐらいの飼料米をとっていくという話になっておるわけでございます。これは、きょうは消費者の先生方も来ていらっしゃるわけですが、消費者の方も非常に期待をしていただいておりますのでございます。

カロリーベースで、先ほど 10 % という説明をお聞きしたわけですが、これを今後、5 % でもいいし 10 % でも鶏卵も上げていくという中身と、穀物の安心・安全を含めた段階においては非常に期待が大きいわけでございますので、先ほどの部長さんのお話を私どもも信じて、今後もずっと飼料米の作付をやりますので、この諸制度については引き続きぜひ打っていただきたい。消費者の方も期待していただいておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

その中で、飼料米はもう一つ、先般もお願いしたんですけども、堆肥ですべて飼料米をつくれるという利点がございまして、ほかの化学肥料は使わないというのが一般的な今、飼料米の取り組みの根本原則になっておりますので、ぜひそういう面で、幅広い飼料米の利用になっておると思っておりますので、そこら辺一つ、よろしくお願いをしたいと思います。

それと最後に、学校給食のお話が出たところでございます。学校給食は私どもも地域地域でよく話を聞きますと厳しい入札をされて、地元の人が安く出そうと思ってもなかなか下をくぐられて、結果的に業者の方が入れられると。卵についても、液卵を使われるという状況まで出てきております。

この部分が我々にとって地元の地産地消という面で、今までの事例でいきますと非常に不満な点があったわけでございますけども、そこら辺の取り組みを現実に部長さん、もう少し説明いただくと、我々も、また協会においても、こういう国の取り組みを行っておりますから、ぜひ学校給食については対応していただきたいというお話もまたできます。大いに期待しておるところでございますので、そこら辺をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○菱沼座長 どうもありがとうございました。

まず一つは経営支援リースのことですが、若干のコメントが必要かなと。あとコストの増嵩なり、建築基準法は従来からの御要望でコメントがとおりになるのか。それからえさ米、学校給食への新鮮卵の活用の問題。どなたからか。

○徳田畜産企画課長 今回のリース事業の関係でございます。私ども、今回補正で、畜産自給力強化研究支援事業ということで 150 億をとっていますけども、これは昨年からのリース事業 3 分の 1 補助つきリース事業 134 億円に上乗せした形で、あるいは自給飼料のほう

は別途補正で 50 億円とっていますが、それ以外にということで考えておりますが、先ほど言われたような大規模層での優遇のような話は、少なくとも私は聞いておりませんので、もしそういう実態があればまた後で連絡をとらせていただいて、よく把握したいと思いません。

また、事業量等につきましても、今回の予算、希望で上げてもらっておりまして、私どもとしては足りると考えておりましたけども、もう少しそういう要望があるのであれば、そこも十分また聞かせていただきたいと思えます。

ただ、一つやりましたのは、年度内での事業消化ということでございますが、今回の事業につきましても補正予算ということで、いろんな制度、若干基金事業等認められているものもありますけども、この事業は基金事業と認められておらず、本年度内に対応してもらうことが必要であるということでございます。そういうことで、その範囲内でできるものについてしか、申しわけございませんが対応できなくなっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

また、リース事業等についてはこの 2 年間やってきましたけども、要望等が多いことから、今後、機会があつてそういうものが手当てできるようなことがあれば、私どもとして十分念頭に置いて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○山根畜産総合推進室長 畜産総合推進室長でございます。建築基準の問題につきましては、私どもとしても非常に問題意識を持ってございます。建築基準の問題で、畜舎、堆肥舎でございますが、私どもも国土交通省とも議論させていただきましたが、あくまで建築物である以上、建築基準にのっとらなきゃいけないということは大原則でございます。

ただ、畜舎、堆肥舎の特性を踏まえた上で、平成 14 年に特定畜舎制度を設けまして、例えば簡易の基礎の採用ですとか、風加重の緩和といった緩和した基準を設けてございます。

この制度については、昨年の夏に、各県の建築指導部局、または畜産部局に余りよく知られていないんじゃないかという問題がございまして、私どもから、各県の畜産部局には、こういう制度があるので、農家の方が畜舎について相談にいらっしゃったときは、こういう制度があるということをお知らせいただいて、建築指導確認部局に相談に行ってもらいようお願いした文書を出してございます。それが一つ、基準の問題でございます。

もう一つ、基準を満たすために、構造計算、建築確認を行う必要がございまして、むし

る今、こちらのほうが大きな問題かと思えます。これは御承知かと思えますけど、いわゆるマンションの耐震偽装問題を受けまして、建築基準の明確化が行われたわけでございますが、他方で、社会的にはおとし、マンションの着工が相当減ったということもございました。

いずれにしても、そういう問題もあるということで、国土交通省のほうで予算をとりまして、建築基準法の改正に伴って現場でどういう問題が生じているかということ进行调查することになりました。その中の一つに、畜舎、堆肥舎についても取り上げていただいたということでございます。

これを踏まえて、今後どういう方向で考えていくかということでございますが、現在、畜舎について建築確認、構造計算をする場合、分厚い書類とか、期間やお金も必要という問題がございますが、図書省略の大臣認定制度を活用していこうと考えております。

これはなかなか専門的で難しいんですが、わかりやすく言いますと、幾つかの構造物のモデルについて、あらかじめ大臣の認定を受けておくと。ツー・バイ・フォー住宅をイメージしていただければ結構かと思えますが、幾つかのモデルについて、例えばある団体が、あらかじめ大臣認定を取得しておけば、後から個別に申請される農家の方々は、一定のチェックリストだけ出せばもう終わってしまうということで、手続上も簡易なものになるということでございまして、こういう図書省略の大臣認定制度が、できるだけ早期に活用できるように、現在いろいろ検討を進めているということで、いずれにしてもこの問題については、今後ともできる限りのことをやっていきたいと思っているところでございます。

○大野畜産振興課長 飼料用米に関してですが、先ほど竹下委員からお話しありましたように、島根県は今度 100 町歩作付けされるということですけど、先ほど私申し上げましたように、20 年は 20 町歩作付けされておられたので、まさしく 5 倍に拡大していただけるということで、非常に心強く思っています。

先ほどお話しございました中で、5 万 5000 円＋2 万 5000 円＋1 万 3000 円という仕組みになっておるんですけども、一つお断りしておかなくてはならないのは、5 万 5000 円という根っこはもともとあるものですが、2 万 5000 円と 1 万 3000 円というのは、今は上がっていますが、穀物価格が年初来急激に下がったという中で、なかなか飼料用米のお代がつかないという中で、経済危機対策として、米をつくっておられる生産者の方の所得確保のために、単年度の措置としてつけられたのが上の 3 万 8000 円でして、これをどうするかと。

多分、先ほどのお話は継続の御要望だったと思うんですけども、これを 22 年度以降の一般予算の中でどういうふうにしていくかというのは、これからどんどん議論が出てくることなんだろうと思います。そういう中で、こういう制度は是非とも継続が必要だという御意見だというふうに、受けとめさせていただきたいと思います。

○渡邊食肉鶏卵課長 最後に学校給食の件でございます。この事業は、今、事業実施団体を公募している最中ですけども、県に資金管理団体をつくっていただきまして、その資金を使って、ことしと来年の 2 年間で事業を実施することになっています。

実際にお金を使うのは、各市町村の給食センターなどが卵なりお肉を仕入れた場合に、その県の産物のお肉だと、ないしは卵だということであると、その材料費の半分をここの助成金から支払ってもらえるという構造になってございます。

先ほどの厳しい入札があって、業者の人が液卵や何かを使って入ってくるというお話ですけども、今回はとにかくその県の作物じゃないと対象になりませんので、そういう点ではかなり有利かなと思っております。

また、そのときに今までのポイント数よりも 10 ポイント以上上げてくれということですが、それは今まで全く自県産のやつを使っていなければ、新たに使うということで 100 %以上の増加ですから全く問題がないので。今まで使っておられる場合には、そのパーセンテージを 10 ポイント以上上げてもらうように、生産者のほうから給食センターや何かに働きかけをしていただいて、ぜひ私のところのやつを使ってくれと行って、売り込みをしていただくというのが重要なのかなと思ってございます。

そういう働きかけを、これはお肉のほうも同じですけども、生産者のほうから県の資金団体なり、ないしは市町村の給食センターに、うちのものは何々県のここで作ったものだから、こういう事業ができたらしいので、ぜひうちのやつを使ってくれと。使ったら半分見てもらえるらしいよ、ということで売り込みをしていただくというのが重要かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○菱沼座長 どうもありがとうございました。

それでは大分時間も差し迫っておりますので、資料 7 の本年度の行動計画を、ここで取りまとめを行いたいと思います。本日提出をいただきました、平成 21 年度養鶏問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画（案）でございます。

さまざま御意見ございましたが、この案で御了承いただくということで取りまとめを行

いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○芳賀委員 今年の件について、もう少し具体的に検討する必要があると思います。例えば、資料7をまとめた資料6があります。これの上から2つ目、国際化対応どうのこうのとあって、最後に鶏肉・鶏卵の消費促進と。実は、消費促進が種々の問題を解決する決め手だと思います。それが学校給食の対応策が決め手に成り得るでしょうか。何%程度の消費量増になりますか。

例えば今、課長さんがおっしゃったように、学校給食で卵と鶏肉は国産品の使用実績、何%何トン使用量を増加すれば、トータルの消費促進効果が計算できます。大きな数字にはならないと思いますが。

多分、卵のほうもそうだと思いますが、ブロイラーについても大変苦しい状態ですから待ったなしなんです。正に今年の問題なのです。

そうすると、このいろんな施策の中で大変大きな決め手になる施策が、この消費促進だと思うんです。具体的にどんなことをしたらこれが実現可能かなという部分について、できたら御議論をいただきたいと思います。

○菱沼座長 そのほか。

山本さん。

○山本委員 飼料米のことですけれども、実は岐阜はもみ米をやっている状態で、そのもみ米を使ってえさをつくっていただいて、一遍使ってみようかということで飼料会社さんをお願いしたんですが、各農家さんによって養分が随分違うということで、えさをつくるときに保証はできないと言われたんですよ。「じゃあ、それ、補正してくださいよ」と言いましたら、「各農家全部を調査してやらなくちゃいけないから、なかなかできない」と言われました。

それはそれでもいいんですけども、それと飼料会社さんが言われるには、カビの問題だとかもきちっとしてもらえないと、工場に入れられないということを言われまして、それでえさをつくるのがずーっと今、延びちゃっているんです。そういうことを、何か対策ができないかということ。

それと、飼料米をつくれる方には随分手厚いような感じもするんですけども、それを利用するのは私ども畜産業者、ほかにもあると思うんですが、その利用するほうに、利用しやすいような施策を一緒に進めていただけないかなと。

例えば、保管する場所がまずないんですよ。運賃も結構かかりますし、それが人間様

のお米と同じような基準で考えられちゃいますもんで、それはやはり飼料米なら飼料米と  
いうことの保管をどういうふうにするかとか、価格面についてももう少し考慮して、私ど  
も畜産業者として使いやすいような施策を、ほかの部局との関係もあると思うんですけ  
ども、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○菱沼座長 どうもありがとうございました。

今、2つで、一つは消費拡大の話で、具体化をもう少しという話がございますし、飼料  
米の話は3ページのところで読めるのかどうかわかりませんが……。

○芳賀委員 済みません、関連をお願いします。先ほどもちょっとお話ししたんですが、  
4ページの消費者ニーズに対応した生産・供給で、【地鶏肉等の生産の推進】とあるん  
ですが、申し上げたように、先々は別としまして、今、本当に消費者ニーズがこれなのかな  
って疑問を持ったわけです。地鶏だとか銘柄鶏を否定することはありません。これは日本  
の食文化だと。これはこれでいいんです。

例えば資料4の11ページのデータを見ていただくと、だれでもわかります。肉用鶏を  
100とした場合、この地鶏ってどのぐらいあるかなと、1%台です。それに本当に力を入  
れるんですか。その予算があったらブロイラーのほうに取り組みませんか。そのほうが効  
率がいいんじゃないですかと思います。

それからもう一つ、飼料米について大変いっぱいお話が出ていたんですが、発想の転換  
も必要かなと思います。今、佐藤部長から3000億円だという話から、竹下さんのお話で、  
例えば5万5000円、2万5000円、1万3000円、注釈が課長から入ったんですが、1反  
歩あたりほぼ10万円であると。そうすると、1町歩で100万ぐらいよ。これ、3000億円  
でどのぐらい作付できるかなというところ30万haですよ。5tとると150万tでえさの6  
%、部長のおっしゃるトウモロコシ換算だと約10%。大変な数字なんです。

本当にこの制度だけでこんなことは大変なので、少し別な動きをしませんか。というの  
はWTOの問題もいろいろあって、農業補助金というのはこんなめちゃくちゃ出せないは  
ずです。アメリカなんか制限されています。この後、笑わないでほしいんですが、水田に  
稲作をすることは日本のエコ対策である。日本は世界的に冠たるCO<sub>2</sub>削減技術を持ってい  
ます。その国が里山を守り、原風景を守って、世界一自然を大事にしております。エコ対  
応のために水田に稲を作付けし、収穫した藁と米は神様のお恵み、これを活用すればWT  
Oの農業補助の問題もクリアできますし、国民の皆さんも納得してくれると思います。

なおかつ熱帯雨林が今、世界的に酸素を産出してくれる大変大事な資源だと言われていますが、日本の水田に稲作をして、麦を裏作につくると、ほぼ熱帯雨林と同じだけの酸素を生産してくれると、ある報告に書いてあります。嘘か本当かわかりませんが。そんなことを考えて、発想の転換ということになると、相当飼料米の施策も進むのではないかなという愚考をしております。

○菱沼座長 ありがとうございます。

それでは、議長の取り進め方がちょっとまずいんですが、一つは確かに芳賀委員のおっしゃる消費の問題、地鶏の問題はかなり完結型みたいなことで表現がなされておりますが、飼料米の問題につきましては農水省全体、あるいは国全体の問題で、今後大いにまだまだ議論する余地があって、御要望は御要望としていろんな記録に残しておく必要がもちろんあると思いますけれども、とりあえず先ほど芳賀委員がおっしゃいました地鶏の問題につきましては、ちょっと作戦タイムを含めまして、事務局と相談いたしますので、ここで10分間休憩といたしましょう。

〔暫時休憩〕

○菱沼座長 再開をいたしたいと思います。

富田室長。

○富田食肉需給対策室長 先ほどの最後の休憩前の芳賀委員の御指摘でございます。鶏肉・鶏卵の消費の促進という面について、厳しい御指摘をいただいたわけでございます。

確かに委員御指摘のとおり、現在の不景気の中で鶏肉・鶏卵の消費を伸ばしていくために、地鶏や地卵の生産だけでこの局面が打開できるかということ、決してそういうわけではないと認識をしております。

また学校給食につきましても、子どもは消費拡大の一つの契機としては非常に力になる取り組みだとは思っておりますが、このことだけで現在の状況が打開できるとは考えられないというのは、御指摘のとおりかと思えます。

ただ、これ以外にも、コレステロールに対する正しい理解の醸成ですとか食鳥処理の合理化ですとか、それから情報の提供、消費者との顔の見える関係づくりといったことを総合的にやっていくというのが、即効性はないまでも非常に重要なことだと考えております。

いずれにしましても、1年間でできることは極めて限られているわけでございますので、私どもとしてはできる限りの取り組みを、この1年間はさせていただきまして、その上で今後、将来に向けて、どういった取り組みをやるかということについては、この後の来年

以降の取り組みに向けた議論の中で、しっかりと御指摘をいただければと考えているところでございます。

○菱沼座長 ありがとうございます。

ただいまの事務当局、役所からの御説明等も踏まえまして、できますれば4ページ、消費者ニーズに対応した生産・供給、それから6ページ、学校給食等にくだる部分がございますが、ここの部分の文言なり、今の話のような流れの文章に変えていくということで、その修正につきましては、芳賀委員、まことに申しわけないんですが、私、座長と事務局で打ち合わせをしまして、いずれお示しはいたしますが、ここのところは私に御一任をいただきたいということで、この部分はこれで御了解いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○西村委員 ここのところでもう1点だけ伺わせていただいてもよろしいでしょうか。特に消費促進にとって大事な課題で、今年度は無理かもしれませんが来年度以降で——私、食肉のおいしさを研究してまして、1羽からもも肉とむね肉は同じ量がとれる。それ以上にきょう、御訂正があったむね肉のほうが多いと。じゃあ、その価格は物すごく安いわけですね。そこがものすごく問題なんですね。

日本人のこれからのヘルシー志向から言うと、むね肉というのは脂肪が1%弱なんですね。そうすると、たんぱく質の供給源としてもものすごくいいわけです。

じゃあ、何が低需要になっているかということ、やっぱりおいしさなんですね。「パサパサしている」、消費者は皆さんそう言うわけです。だからそこを改善するということが、消費拡大につながるんじゃないかということで、来年度以降で結構ですけども、そういった視点をこの計画の中に取り入れていただくということは、すごく大事なということで、ぜひ御提案させていただきたいと思います。お時間とらせて済みません。ありがとうございます。

○菱沼座長 はい、わかりました。それも踏まえて文言修正します。

犬伏さん。

○犬伏委員 消費するだけの人間の立場からなんですが、先ほど来芳賀さんがおっしゃってらっしゃるように、消費拡大するために私たちは食べるんですけども、最初の資料の中でも、鶏肉の輸入がふえているんですね。むねを食べないでももを食べているから、ももを輸入しているということなのかという気がするんですが、丸々国産のものを国内で消費すればいいわけですね、経済的には多分よくなる。

そうすると、今、先生もおっしゃられましたけれども、私たちにはパサパサ感がないレシピをプラスする。そういうものがあつたらいいのかな。どんな調理法をすると、パサパサ感のあるむねがおいしく食べられるよということを加えることによって消費拡大。

国産のものが国内だけで——もみじはちょっと無理かもしれませんが、そのほかのものは国内でも消費できるようにすると。そうすると、ここがぐーっと上がっていくのかなと。自給率を上げたいと日ごろ思うので、この辺のところを考えてもいいのかなと思いました。

○菱沼座長 ありがとうございます。

そこは今おっしゃった、低需要部位の利用促進にどんなことがあるのかなんていうことも、検討していただくということによろしいでしょうか。

伊勢さん。

○伊勢委員 消費促進の中で、卵の場合は業務加工用とテーブルエッグの比率が 50 対 50 で同じぐらいですが、テーブルエッグにつきましてはいろんな表示の問題等々、また法制化されて、制度化されていくわけですけれど、もう一つは 50 %の業務加工用で使われる部分についての国産表示のあたりを、ぜひ検討していただきたいと思います。

単品として入る場合は当然原産国が出ますが、例えば液卵として原材料として使う場合について、その部分は表示されていないという状況だと思います。この部分については少なくとも、数字はわかりませんが、10 %内外はあるのではないかと思います。そういうようなところを消費者の皆さんが安心・安全、あるいはおいしさという視点で選択できるようにしていただくための制度も必要ではないかと思います。

○犬伏委員 先ほど言った7ページを見ますと、その他というのが外食ということで、外食の中で使われているのが国産というのがほぼ半々なんですね。これを片側で別なところでやっていると思うんですが、外食の原料原産地表示が今、進められていると思うんですが、そこをもっとしっかりとさせていただければ国産がふえるかなと。そうするとさっき言ったように、国産がふえていくのかなと思ったものですから。これを言い忘れました。

○菱沼座長 はい、わかりました。これは原産国ですね、めぐる情勢の5ページね。

消費拡大についての国産品、あるいは輸入品も含めまして表示の問題、食べ方の問題、あるいは認識の問題も随分あると思いますが、このことを踏まえまして、ここは非常に重要な部分ですが、ここで文章をみんなで取りまとめるよりは、事務方と私とでまとめさせていただきますと。よろしいでしょうか。

○伊勢委員 それと、もう一つよろしいですか。昨年飼料が高騰しまして、農水省の皆さ

んのほうから、これだけ生産者は大変なんだということでパンフレットを出していただいたわけですが、今のお話の延長線ではありませんけれど、国産はいいんだと。みんな一生懸命まじめにいい商品をつくっているんだという情報発信するようなことを農水省さんのほうから、またことしもそういう視点でやっていただくということもぜひ、要望させていただきたいと思います。

○菱沼座長 はい、わかりました。

それでは、また御要望その他につきましては、この後総合討論もございますので、とりあえず資料7の消費の部分についてはちょっと筆を加えますが、これでとりあえず採択をしておいてよろしいかどうかお諮りをいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○菱沼座長 異議なければ、とりあえず資料7、報告書の具体化に向けたアクションプログラム、行動計画につきましては、一部消費の部分、あと御要望その他につきましては、具体的検討の中に入るということで、採択をさせていただきます。ありがとうございました。

#### (4) 養鶏問題懇談会報告書の作成に向けて

○菱沼座長 次に、議題(4)でいろいろ御議論いただきたいと思うんですが、「養鶏問題懇談会報告書の作成に向けて」に移りたいと思います。

予定では、次回に主要論点の検討方向についてを議論することになっております。今回は今後のあるべき養鶏の姿について、フリーディスカッションをいただきたい。一応、前回平成17年3月に取りまとめました報告書の項目が参考資料3にございますので、この記載項目も念頭に置かれまして、追加すべき項目や内容を中心に御発言いただけたら幸いですし、それぞれ事務局への質問、御意見もあろうかと思えます。また、横でそれぞれ御専門の委員の方々同士で、意見を言ったり、考え方を述べるという試みをやっていただければ幸いです。

それではだれからでも結構ですが、とりあえず参考資料3、あるいは報告書もあるのかな——この際ですから、こういったことを念頭に置かれながら御発言をいただけたら幸いです。

○犬伏委員 私たち消費者は、なかなかネットの上であけてみてというのも難しいんですが、けれども、先ほど来いろいろお話があったんですが、その中に国費を投入している部分が

かなりあるわけですね。これに対して税金を払わないのは私ぐらいなのが言っちゃおかしいんですが、国費という税金がこれだけこんなふうに、このことのために投入されているんだよというお話が、まずあってもいいのかなという気がするんです。

それがあって、その中でそれぞれの事業者がこんなに努力をしている。これに対してお金がかかっているのは当然なんです、このお金がかかっているところに、なお国費もこれだけ投入して、このことのために、こういうことを目的として……。

先ほどLCAの話がありましたけれども、国土を守るという話から始まりまして、農を守るということの中、農の中でも鶏がどのくらいのスペースを持っていて、そのために国費をどのくらい投入してということから始まっていただいて、先ほどのような原産地表示、外食のところにまでも出てきますと、国民が私たちの税金を使っているのならば、少々あれだったらここを食べましようとか、ここを消費しましようと考えてくれる可能性は多分にあるかなと思ったりするものですから、その数字も書いていただけたらいいなと思うんですが。

○菱沼座長 はい、わかりました。

ほかに。

芳賀先生。

○芳賀委員 次の段階の御議論をいただくのに、こんなことも一つ考慮に置いていただければなと思うことがあります。事実の話をちょっと申し上げたいと思うんですが、1990年、世界における畜肉の消費量は1億5000万tでありました。それから、13年たった2003年に2億5000万tと1億tふえました。増加分の50%は中国での消費です。

1億tの食肉の増加は、飼料穀物約7億tの消費になる。今年度の世界穀物生産高予測が22億t、7億tの大きさを実感して頂けると思います。

それから農地。日本は休耕田だとか耕作放棄地だとか言われていますが、オイル、石油をソイル、土地にということで、サウジアラビアだとかあいう中東地帯やアメリカもそうなんですが、世界で農地を買っています。今、商談が成立したのが2200万haあります。日本の農地の5倍です。このぐらい食料について危機感を持った国々が、農地を買いあさっているという事実です。

サウジアラビアは小麦の自給率を100%達成し、輸出までしました。これをおととしに一切生産をやめました。何でかという、水が大事だと。オイルと一緒に、再生産不可能の砂漠の地下水ですから、一朝事があったときのために一切水は使わず、お金があるうち

に買うという決定をしております。

それから御存じのようにBRICs、私たち先進国8億の人数に対して30億人ですかね。だんだんいい食生活をしようということになっていきますから、慢性的に穀物の不足があるだろうということで、またファンドマネーが投資を始めた。こんな事実がございますということ、ひとつ御議論の前に御認識をいただきたい。その他いっぱいあるんですけど、時間に限りがあります。

もう一つ、食の安全保障も御配慮いただきたいと思います。食の安全保障というのは、国際的に食料、農産物、水産物の価格が高騰したり、海外から輸入ができなくなったときに、非常事態に国が自国の農業の資源を活用して、国民を飢えさせないということであります。

非常事態が絶対起きない保証はありません。対応策として、いかに農業資源、農地と水を確保していくか。私たち養鶏業については、鶏舎とその飼養技術を受け継いでいくかが大事だと考えます。当然それには保険料が必要だと思います。

それから当然のこととして地球温暖化の問題について、例えば先ほどハイブリッドカーということを行ったんですが、単位当たりの資源投入量からいきますと卵がトップです。次に鶏の肉です。戦略的な畜種別生産計画を今から考えておく必要があります。効率的タンパク質生産供給のための基盤強化策として卵の消費をどう拡大する、鶏肉をどう拡大する、生産基盤の強化を計る、蛇足でございますけれども、御考慮の上で議論いただくといいのではないかなと思考いたします。

○菱沼座長 ありがとうございます。

犬伏委員からは、鶏のためでもございますが農業のために、あるいは国土を守るために、国費の投入プラス、生産者なり事業主体の汗の流し方をどういうふうにするか。

芳賀委員からは、中国またはBRICsでの需要の増大、あるいは彼らは何を考えているのかといった問題。それから食料安全保障との関係では農地と水、あるいは畜産で言うと私も初めて伺ってなるほどと思ったのは、経営者と飼養技術が食の安全保障に、技術の伝承は非常に重要だというありがたいお話も伺ったわけです。

それから温暖化の問題、戦略的な畜種別の生産目標なり施策といったことを念頭に置きながら、今後養鶏はレイヤー、ブロイラーも含めましてどういうことを議論し、施策、あるいは方向性を考えていったらいいのかということでございました。

山本さん。

○山本委員 参考資料3の語句の問題ですけれども、「第4. 養鶏経営の動向・経営の安定」とあるんですが、「安定」というのはあんまり変わらないということじゃないかなと。これを例えば「経営の向上」という言葉に変えていただいたほうが。安定といいますと、低位安定というのも安定です。

ほかのところを見ますと「推進」とか「向上」——「向上」はここにあるんですけれども、「促進」とか伸びていくような言葉が書いてありますので、一番大事なのは、産業ですのもうけて初めて成り立つということで、「経営の安定」じゃなくて「経営の向上」という言葉に変えて、それに沿った言葉遣いをずっと書いていただくとありがたいなと思うんですが。

○菱沼座長 はい、わかりました。

ほかに。

伊勢委員。

○伊勢委員 今ほどお話しありましたように、畜種別生産目標を中長期的に設定というお話ですが、昨年、それから過去の資料を見させていただきまして、養鶏経営の安定ということで動向を調査し、そしてその部分を業界含めて連絡・報告することになっているわけです。

結果として、これが養鶏安定に、実際結びついてきたのかどうなのかということは、ぜひ一回評価をしていただきたい。その上で今後の実態調査等々含めて、どのような形で進めていくのかというのは、大いに議論をしていただきたいと思います。

○菱沼座長 倉林さん。

○倉林委員 全農の倉林でございます。参考資料3の項目にかかわって、何点か発言をさせていただきたいと思います。

まず1点目は第5の、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築という項目についてですが、私ども流通段階において、消費の拡大というのが非常に大きなテーマであるわけですが、まずそのベースには生産段階で農家さんなり、我々グループの努力によって、どれだけ生産コストを抑制するというか、生産性向上と共に、流通コストをどれだけ合理化していくのかというのは、非常に大事な点だと思っています。

先ほど犬伏委員からもありましたように、食品としての安全性といったものを担保していくために、そして消費を促進していくためには、支持される価格であり、そして品質が満足されるものであるということに注いでいる努力というものを、国がこれだけお金を

かけています、一方で農家もこういったところを頑張っています、そして流通側もこういった努力をしていますという事を、盛り込んでいく視点があるとありがたいと考えます。

一方で、それぞれの段階ではなし得ないこととして、法律的な規制の部分があると思います。やみくもに規制を緩和すべきだということを言うつもりはありませんが、例えば先だって、食鳥協会の総会の際に、食鳥の 24 時間の検査体制への協力をしますという来賓のごあいさつがあったのを記憶しております。

例えば流通側のところでいきますと、そういった検査体制の整備が進むということは、工場のコスト面では大きく寄与する影響力があると思います。もちろん監督省庁が違う、厚生労働省の管轄になると思いますが、生きた状態のところと食品になったところの状態と、常に両面を持っていますので、農林水産省さんと厚生労働省さんの両面の御協力をいただかないと、実現もできないのではないかなと考えます。そうしたところも、流通コストへの提言に向けて、ぜひ検討の観点として入れていただきたい。

もう 1 点は、やはり消費者の支持が得られなければいけないということで、先ほど来いرونな委員さんから発言がありますように、表示なり情報の的確な伝達が非常に大切だと思います。もちろん第 6 の項に、「消費者の視点に立った的確な情報提供」という事があるとあります。

ただ一方で、必要以上の過度な安全性というものを求め過ぎていないかという点での検証もした上で、それらもコストとしてかかってくるんだという事をきちっとそのことをお伝えし、理解してもらうということも大切だと思います。

我々、消費拡大に取り組んでいるんですが、消費者の方の財布のひもを緩めるのは非常に大変なことだなと実感をしております。今年度も農林水産省さんの御協力を得ながら、消費者に情報を伝えながら、消費拡大に取り組んでいきたいと思っているところでございます。よろしくお願ひ致します。

○菱沼座長 ありがとうございます。

伊勢さんからは 2～3 あったんですが、生産目標あるいは自給の見通しの情報提供と、その実効性みたいな話ですかね。それを一度検証してみる必要があるんじゃないかというのが、この報告書に限らず、報告書の中でも稼働性というか、機能が本当に役立っているのかどうかの検証が必要だという話がありました。

それから、さまざまありましたけれども、流通加工販売コストの低減、合理化、単にこ

れだけじゃなくてさまざまな食鳥検査の問題、そのほかも、豚ではよく屠畜場のほうの手数料問題等々もあるわけでありますが、そういったものと工場の稼働率の問題が、大いにコストにも影響するのではないかとといった問題。

あるいは、消費者に対して的確な情報、品質の表示の問題を、この5なり6なりの中でよくよく考えて、議論なり記述をすべきであるという話。

それから、山本さんの養鶏経営の「安定」と言わずに「向上」と言ったらどうかという話もありましたので、これをつくって作成の過程でさまざま入れて、きちっとフォローしたほうが良いというお話ですが、今までのお話で何か事務方で御発言なりコメントがありましたら。

○渡邊食肉鶏卵課長 各先生方からいろいろ御指摘をいただいております。今、菱沼座長がおっしゃったとおりでございまして、貴重な意見を踏まえて、今後はどう振り向けたいのかということですが、今、何点かお伺いして、個人的に思った点が何点かございますので紹介をしたいと思います。

芳賀先生のは余りにも大所高所なので、ちょっと後から。

まず、山本さんの「安定」を「向上」というお話ですけれども、恐らく役所としてどう物事を見ているかということだと思っておりますが、経営体として個々のプライベートセクターの方々が、経営を向上していくというのは当然のこととございまして、そういうことを念頭に皆さん、企業の方々、生産者の方々がやっておられると思います。

国としては、それじゃ何をやるべきなのかというときに、向上を後押しするというよりも、それは皆さんのプライベートセクターとしての御努力があった上で、ひとたび想定もしない事態が起きているだとか、この間の飼料の高騰の話だとか、生産者の方々の御努力では何ともし得ないときにどうしたらいいのかというところを、国が何らかの支えをやるということで、それで安定ということなんじゃないかと思っています。

これはほかの農産物の関係でも、恐らく全部経営の安定をどうするかというので、食料・農業・農村政策審議会のほうでも議論をしていると思いますので、それとの連携とかパラレルな部分がございますので、全体の発想がどうなっているかというのともセットで議論させていただければと思います。

あと、伊勢さんからございました動向の調査の話は確かにそういう話がございますが、もともと卵の世界は御案内のとおり生産調整をやっていて、それを取りやめた段階で、国のイニシアチブでそういう生産を制限するというよりは、プライベートセクターの方々に

御自分で自給をやっていただくということで、情報提供をやるということで、きょうもつけてございますけれども、その成果が参考資料6でございまして、これを毎年つくるために生産指針をつくっているわけです。

これがそのとおり守られているかということ、どこまでで効果があったのかを検証するのもなかなか難しいんですけども、これがそのままきっちりやられたかということ、必ずしもそうではないと思っています。このままでいくのか、何か手法を変えるのかという御視点ということで、御理解させていただきたいと思っております。

あと、倉林さんからも犬伏さんからもお話がありました表示の問題でございまして。これは農水省の中では生産局というより消費・安全局のほうで担当しておりますので、ちょっと担当外なんですけれども、私が聞いているところによりますれば、実は原料原産地の話は消費者の方々に情報を的確にお伝えするというのもあって、消費者の方々からの御要望もあるということで、厚労省と農水省との表示に関する合同会議がございまして、そこで議論をして、政府としての方針を決めているというわけです。

表示に当たっては、要は表示を皆さんに信頼していただく関係で、表示が行われたときに、特に原料原産地の場合には、表示をしたということは意味があることなので、品質に何らかの差があるのかどうかということも重視していると聞いております。今、原料原産地の品目を義務づけるための基本的な考え方としては、原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されるものかどうかというのがまず一つあるということ、製品の原材料のうちに、単一の農畜産物の重量の割合が50%以上だと。先ほど液卵の話がありましたが、要は量が少なければ、でき上がった加工品としての品質にそんなに差がないだろうということで、そこは厳しい規制をかける必要はないだろうということのようでございます。

この考え方を今後どうするのかということ自体を、厚生労働省と農水省の間で審議をするということと、あともう1個は今対象になっているのは20品目というのがございまして、お肉の関係ではあぶった肉だとか、卵の関係ではゆでたり、蒸したお肉や卵が原料原産地の表示の対象となっているわけです。そういうので20の食品群が指定をされていまして、それを広げるのかどうかというのを今、議論していると聞いてございます。結論は我々のところでやっていませんのであれなんですけど、一応、情報提供でございまして。

○伊勢委員 農水省さんの立場としてはどうなんですか。

○渡邊食肉鶏卵課長 立場というか消費者の方々と、——特にこの問題はよく生産者の方

々から、自分たちの生産の振興のためにやってほしいというお話があるんですけども、表示を担当している当局は、そういう考え方は基本的にはないんですね。消費者の人たちが求める情報を、意味がある情報かどうかというのをよく検討した上で、先ほど言ったように、差があるのかどうかということですね。というのを踏まえた上で表示をするかどうか。要は、生産者とか企業の人に義務づけをするので、義務づける以上は意味があるのか、ないしは義務づけたときに違反品をしっかりと捕捉できるのかというところで現実可能性を探って、それで判断をしていると思われまます。

先ほどのお話し、いろいろ出ていますけれども、加工品としての品質に本当に差が出るものであるということであればそういうことになるというのが、今の基本的な考え方で、農水省としてもそういう考え方に対応したいということだと思います。

○犬伏委員 農水省は地産地消を進めているんですよね。それがないと地産地消ができない。原産地表示がないと、海外と日本、国産という部分のところじゃなくて、地域の名前があれば選びやすい。

○渡邊食肉鶏卵課長 地産地消は恐らく、また地産地消の定義が要るんだと思うんですけど、基本的には農水省で考えているのは加工品じゃないと思うんですね。生鮮そのものを直接料理として使っていただくときに、海外のものではなくて、国産でもできるだけ近くの地元の食材を使ってほしいと。

○犬伏委員 外食のときでも、長崎でちゃんぽんを食べているときに、その長崎でできたものを食べているのか、海外から輸入されたものを食べているのかというのは随分違いますよね。先ほど来の部位のむね肉もそういうもので。

○渡邊食肉鶏卵課長 外食はまたちょっと、先ほどの……。

○原田動物衛生課長 それは今、消費・安全局でやっていることなので、御紹介するにもちょっと今、無理があると思いますので引き取って、今後の議論の中でまた次回に資料を提供したりして、御議論をいただいたほうがいいんじゃないでしょうか。北海道のジンギスカンはみんな輸入肉ですから。それこそ伝統料理でしょうから。

○渡邊食肉鶏卵課長 そうですね。

○菱沼座長 西村さん。

○西村委員 先ほどからずっと議論になっている、やはり養鶏問題を解決するためには鶏肉の消費拡大が非常に重要なので、ぜひ参考資料3の第5の4番、「消費者ニーズに対応した生産・供給」を書くときに、ぜひ客観的なデータを出していただかないと議論のしよ

うがないと思うんですね。

抽象的なもので、例えば健康志向だと言われても、本当に、それで何を求めているんだというのは非常に重要な問題なので、報告書の中に今回の客観的なデータに基づいて消費者ニーズをあぶり出して、それに対する生産、あるいは供給というものを議論しないと、同じようなことの繰り返しになるような気がしますので、ぜひそういうデータをよろしくお願いいたします。

○菱沼座長 ありがとうございます。

そのほか。

岩月委員。

○岩月委員 資料3の懇談会の主要テーマの中で、今、鶏卵業界が大変な二極化が起きているということで、生産農場もそうですしGPセンター、あるいは問屋・流通といったところも二極化が進んでいくだろうということが現実に起きていると思うんです。そういったところを主要テーマの中で支援策というものを、株式会社というのか、会社組織でもこういった支援策が利用できるようなことをお願いしたいというのか、検討テーマに入れていただきたいということを今、思っております。

○菱沼座長 はい、わかりました。

どういうことを、さらに過去の報告書に盛り込んだらいいかと。

芳賀委員の冒頭に書くって、あれは食料・農業・農村計画の大冒頭に書くような認識の問題ですもんね。

○芳賀委員 あれを考えないと、狭い意味で養鶏、卵をどうするかって、本当にいいんですかって思います。本当に飼料が有限資源である現在、大量の飼料穀物を必要とする牛肉を増産するのか。脂肪分が約40何%の肉を、本気になって政府が多額の補助金を出して行くのか。

石炭から石油にエネルギーが変革したとき、猛烈な産業構造の変化がありました。炭鉱が全部なくなった。それを乗り越えて発展してきているんですから、現状維持じゃなくて戦略的にどうするか。日本の食をどう守っていくかが一つあって、じゃあ、私たちの部分はどうするのかと考える必要があるんだろうと思うんです。

先ほど表示の問題も出ていたんですが、案外簡単な話だと思うんです。伊勢さんがおっしゃっている、私が申し上げることは、国産の卵をいかに消費拡大するかという点で表示してください。それがまた消費者のニーズに合っているからというだけの話なんです。

3分の2はテーブルミートじゃなくて外食、加工用です。そこをどうやって徹底的に表示をして、消費者にわかるようにするか。できたら義務化していくかが、国産の卵、鶏肉の消費拡大につながります。決して輸入品を含めた卵と鶏肉、その加工品の消費拡大を私たち、ねらっているわけじゃないんです。国産の鶏卵、鶏肉です。その辺はちゃんと切り分けて考えないとだめだと思います。

○菱沼課長 大野課長。

○大野畜産振興課長 冒頭の芳賀委員のお話、食料安全保障、サウジアラビアではバーチャルウォーターの問題ですけれども、水を守るために農地を捨てると、要は外から水を買うという話なんだろうと思います。

○芳賀委員 いや、そうじゃなくて、資源としてとっておくと。銭のあるうちは使わないでと。日本は循環水、あそこは資源水、それだけのことです。

○大野畜産振興課長 食の安全保障を考えると思い出すのは、かつて第二次世界大戦のころに、正確な数字は忘れましたが、昭和 15 年ぐらいに——戦争前の年ですよ。牛は 200 万頭ぐらいいて、昭和 20 年には 210 万頭になったと。逆に増えていたと。もちろん中小家畜は激減したんですけども。

こういうのを考えると、今日は飼料用米、エコフィードの話に集中しましたがけれど、飼料作物ですとか草地ですとか穀物とか、役用もあるんですけども。

○芳賀委員 役用がほとんどですよ。

○大野畜産振興課長 ただ、人間との食料が競合しないという点で、国土を有効に活用する点からも、こういうところにまず目がいくんだろうなと。そして、もちろん国内の穀物は人も、それから動物も食うわけですけども、貴重な輸入穀物というのは、まず優先順位がどこにつくかという、やっぱり人間になっちゃうんだろうと思うんですよ。ですから、人間がまず食べるものを確保するというのと、人間と競合しないものを食べるのが有事になる。この議論を突き詰めていくと、そういうことになっちゃうのかなと。

そういう中で、効率のいいプリウスをどう増やしていくのかというのは、私ども粗飼料の自給率を上げるとも言っていますけれども、国産の濃厚飼料の自給率、これはエコフィード、残渣も含みますが、こういうものを上げていかないと、いざというとき人間の分だけで終わっちゃう可能性がある。ですから、水田のフル活用もしなくちゃいけないんです。

ですから、先ほど芳賀委員のおっしゃられたお話というのは、飼料自給率の向上に、真

剣に取り組んでいく必要があるという問題意識だと思いました。

○芳賀委員 一つだけお願いしますね。エコフィードはものすごく減っちゃいますからね。今の前提の数量ではなくて、猛烈に減って、ちょっと当てにできなくなるぐらい減っちゃいますよ。

○山根畜産総合推進室長 畜産部内で基本計画策定の窓口、また酪肉基本方針の取りまとめを担当している畜産総合推進室長でございます。

先ほどの芳賀委員のお話でございますが、御見識の深さに深く感じ入るところでございますが、お話としては養鶏に限らず畜産全体、さらには、畜産全体に限らず農業全体の問題かと思えます。これは別にセクショナリズムで言っているわけではございませんが、農業全体のフレームワーク、大所高所の議論は、現在、食料・農業・農村政策審議会の企画部会、または農政改革特命チームで議論しているところでございます。

そういった全体の議論の動向を見ながら、酪肉基本方針ですとか、養鶏問題懇談会の報告書も作っていくということになっていくものでございますので、今日いただいたお話については、基本計画の作成をしている担当部局に、しっかりとお伝えさせていただきたいと思っております。

○菱沼座長 大分いい話が、それぞれセクショナリズムじゃなくて、国全体のことまで話が出て、非常にいい勉強会になっているんじゃないかなと私は思っておりますが、そのほかございませんか。

なければまた次回もありますし、きょうはかなり大所高所のお話から、かなり具体的なお話が出て、いい勉強の機会でもあったと思えます。

もしなければ、先ほど宿題になった、消費拡大等の問題につきまして、私が一部一任をいただきまして、もちろん御相談しますけども、この部分を除きまして、一応これで皆さん書類もしまし始めたので、終了いたしたいと思えます。

よろしければ、これで私の役目を終わりにしまして、食肉鶏卵課長に渡したいと思えます。どうもありがとうございました。

## (5) そ の 他

○渡邊食肉鶏卵課長 では、事務的な御連絡をさせていただきます。先ほども御説明をいたしましたけど、今後の日程でございますが、第2回目は9月ごろを予定してございます。

また、議題については「主要論点の検討方向について」ということでございまして、今の議論をさらに深めていただく予定でございます。

具体的な日程につきましては、追って各委員の御予定を伺った上で調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

菱沼座長、どうもありがとうございました。

行動計画につきましては条件つきで御了承いただいておりますので、直すべきところは直して、早急に仕上げたいと思っております。

それでは、平成 21 年度第 1 回の養鶏問題懇談会を、これで閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

閉 会